

厚岸町業務継続計画

令和3年3月
厚 岸 町

< 目 次 >

第 1 章 総 則	1
第 1 節 業務継続計画の目的と方針	3
1 業務継続計画とは	3
2 策定の目的	3
3 業務継続計画の効果	3
4 業務継続計画の対象組織	4
5 業務継続の基本方針	4
6 業務継続計画の更新	5
第 2 節 地域防災計画と業務継続計画の関係	6
1 地域防災計画と業務継続計画の関係	6
2 対象とする非常時優先業務の関係	6
3 地域防災計画と業務継続計画の比較	7
第 2 章 予想される地震・津波災害と被害想定	9
第 1 節 北海道による地震・津波の被害想定	11
1 想定地震の設定	11
2 地震の発生確率について	12
3 地震による被害想定	13
4 津波浸水予測	14
第 2 節 防災拠点の施設機能等	15
第 3 節 ライフライン等の被害想定	16
第 4 節 庁舎の資源等の被害想定	17
第 3 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素	19
第 1 節 町長不在時の代理順位と参集体制	21
1 町長不在時の代理順位及び職員の参集体制	21
2 業務継続計画の発動要件	22
第 2 節 代替庁舎の特定	23
1 災害対策本部の設置場所	23
2 代替施設	23
3 災害対策本部設置の準備	23
4 初動体制の確保	23
5 初動体制の構築	24
6 本部員会議及び対策会議の開催	24
第 3 節 電気、水、食料等の確保	26
1 電気	26
2 飲料水、食料	27

3	トイレ	27
4	消耗品等	27
第4節	多様な通信手段の確保	28
1	通信機器の確保	28
第5節	重要な行政データのバックアップ	30
1	重要な行政データのバックアップ	30
第6節	非常時優先業務	31
1	非常時優先業務	31
2	非常時優先業務従事時の配慮	32
第4章	職員の参集	33
第1節	職員の参集ルール	35
1	勤務時間内に災害が発生した場合	35
2	勤務時間外に災害が発生した場合	36
第2節	参集可能人員の分析	38
1	職員の参集に関するアンケート調査の概要	38
2	参集可能職員数の予測	43
第5章	非常時優先業務一覧	51
第1節	総務対策部	53
1	総務班（危機対策室・総務課・選挙管理委員会・議会事務局・監査事務局）	53
2	総合政策班（総合政策課）	59
3	税務班（税務課）	60
4	観光商工班（観光商工課）	61
第2節	救護対策部	63
1	救護班（町民課・湖南地区出張所・保健福祉課・各保育所・児童館）	63
2	保健班（保健福祉課）	68
3	環境班（環境林務課・水鳥観察館）	71
第3節	産業対策部	74
1	農業班（水産農政課・きのこ菌床センター・町営牧場・農業委員会）	74
2	水産班（水産農政課・カキ種苗センター）	78
第4節	土木対策部	81
1	管理班（建設課）	81
2	土木・施設班（建設課）	83
第5節	水道対策部	85
1	水道班（水道課）	85
第6節	教育対策部	88
1	管理班（管理課・指導室）	88
2	給食班（学校給食センター）	91

3	生涯学習班（生涯学習課・海事記念館・情報館）	92
4	体育施設班（スポーツ課）	94
第7節	医療対策部	95
1	医療班（町立厚岸病院）	95
第8節	出納対策部	97
1	出納班（出納室）	97
第6章	資 料	99
第1節	防災関係機関一覧	101
第2節	防災協定一覧	105
第3節	様式	107

第 1 章 総 則

第1節 業務継続計画の目的と方針

1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震・津波等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

【非常時優先業務とは】

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。

2 策定の目的

大規模な災害が発生した場合、町は、厚岸町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）に定める災害応急対策業務や災害復旧・復興業務の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から適切かつ迅速に実施することが必要である。

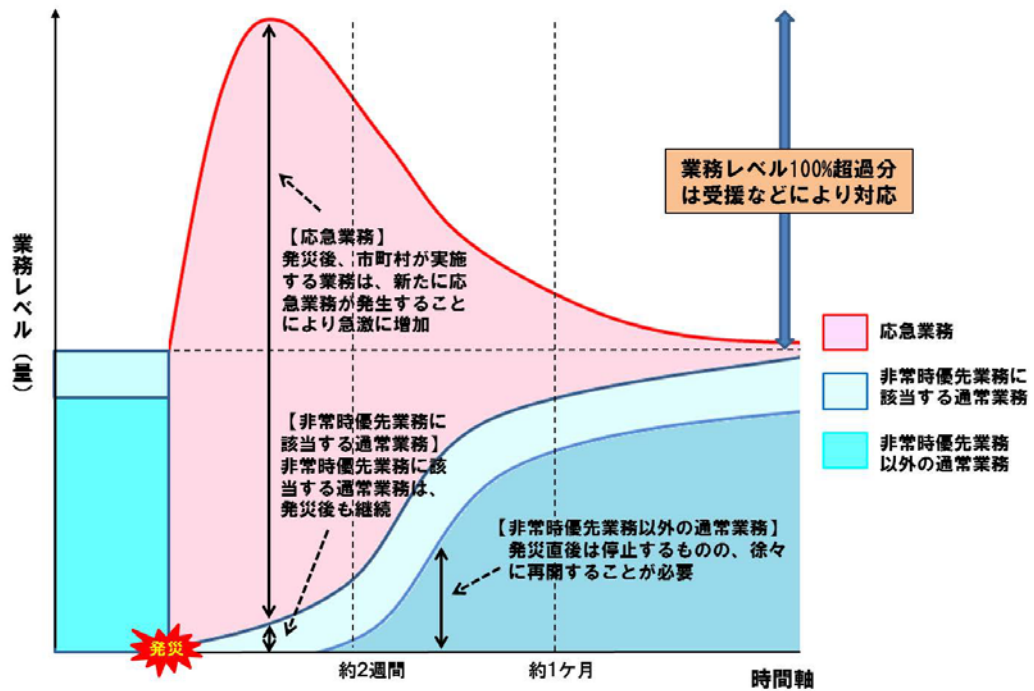
しかし、大規模災害発生時には、行政自らも被災し、人、物、情報等、人的物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる状況も想定される。

このような状況下においても、行政機能を維持し、町民の生命、身体及び財産を守るため、非常時優先業務を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保や体制をあらかじめ整えておくことにより、非常時においても適切な業務執行を行うことができるよう、「厚岸町業務継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

3 業務継続計画の効果

大規模災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

非常時優先業務をあらかじめ特定することで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。



図「発災後に実施する業務の推移」

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）

4 業務継続計画の対象組織

大規模災害発生時には、災害対策本部を中心とした全庁的な活動体制に移行するため、本計画の対象とする町の組織は、地域防災計画に定める災害対策本部の全組織とする。

5 業務継続の基本方針

大規模災害発生時の業務継続に係る基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 職員の安全を確保しつつ、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを最優先とし、災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務のうち早期実施が必要な業務の遂行に全力をあげること。
- (2) 業務継続の優先度が高い通常業務については、災害応急対策業務等に支障を与えない範囲で、優先度の高い順に再開すること。また、業務ごとの開始目標時期などを設定しておくこと。
- (3) 上記の業務継続体制を維持するため、災害発生後も職員が必要な業務に円滑に従事できるよう、早期参集などによる必要な人員の確保や庁舎、ライフライン等の資源確保に関する対策を計画的に講じておくこと。

6 業務継続計画の更新

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的に見直し・更新が行われなければならない。

特に以下の事由が生じた場合は、必ず見直し・更新を行うものとする。

- (1) 本町の被害想定 of 更新時
- (2) 地域防災計画などの改訂時
- (3) 事務事業の見直しや組織機構改編時
- (4) 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時
- (5) 業務継続計画との整合を図るべき計画の策定又は改訂時

第2節 地域防災計画と業務継続計画の関係

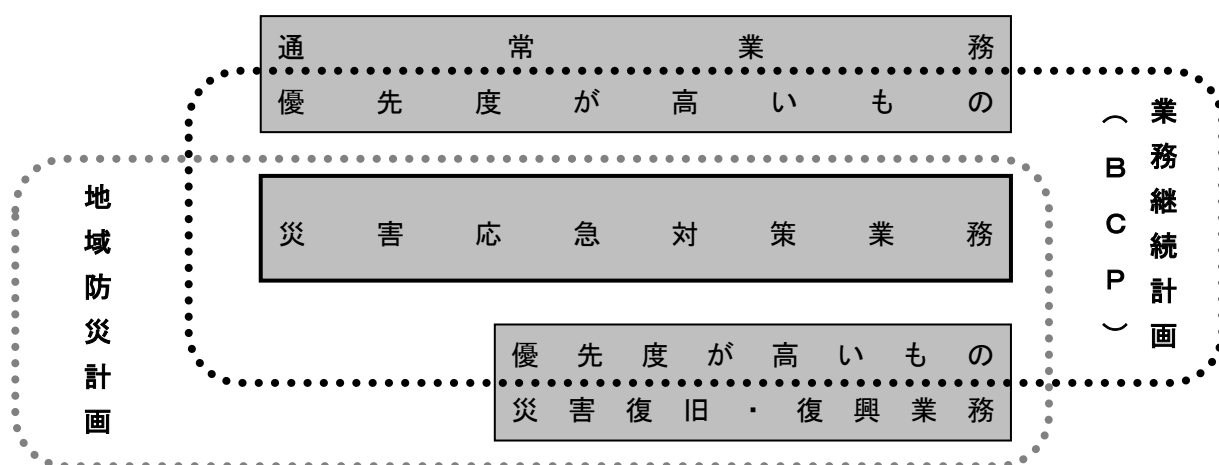
1 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、本町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画である。

一方、本計画は、地域防災計画で災害時の拠点となっている役場庁舎や職員が被災することを前提としている。災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保し、地域防災計画を補完するものである。

2 対象とする非常時優先業務の関係

地域防災計画と業務継続計画において対象とする非常時優先業務の関係は、以下のとおりである。



業務継続計画において対象とする非常時優先業務は、「優先度が高い通常業務」、「災害応急対策業務」、「優先度が高い災害復旧・復興業務」である。このうち、優先度の高い災害復旧・復興業務は、地域防災計画でも扱う業務である。

3 地域防災計画と業務継続計画の比較

地域防災計画と業務継続計画の比較は、以下のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体	厚岸町防災会議	厚岸町
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害発生時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	災害発生時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	想定されていない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定する。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度が高い通常業務も対象とする。
業務開始 目標時間	定めていない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事 する職員の 水・食料等 の確保	想定されていない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について想定する。

第2章 予想される地震・津波災害と被害想定

第1節 北海道による地震・津波の被害想定

業務の継続を検討するに当たっては、災害による被害がどの程度になるかをあらかじめ想定しておく必要がある。

北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の大きく2つに分けて考えられている。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震は、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震である。

本計画では、道の地震被害想定等調査結果報告書（平成26年3月）に基づき、本町の被害を想定する。

1 想定地震の設定

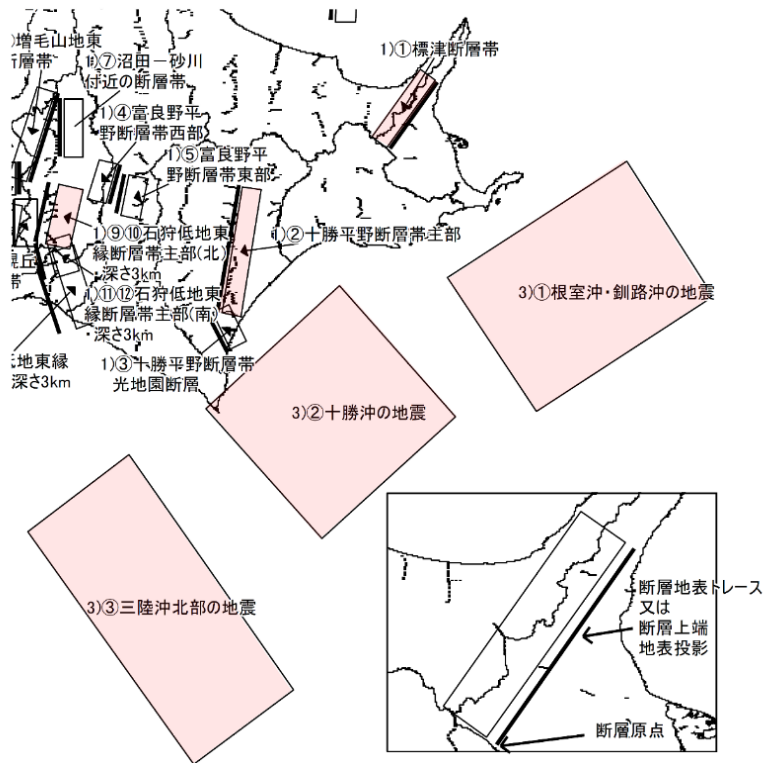
道では、最新の研究成果等に基づき、北海道に影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、地震被害想定を行う対象地震として、31地震193断層モデルを設定している。

このうち、十勝・釧路・根室地方における被害想定の対象地震は、北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震（24地震52断層モデル）から建物被害発生のおそれのある地震として、概算計算において住家被害棟数が0ではない6地震8断層モデルを選定している。（※1）また、これに加えて各振興局で最大の住家被害を発生させる地震として、被害想定の対象検討地震（31地震193断層モデル）から3地震を選定している。（※2）

重複を除くと以下の6地震9断層モデルが被害想定の対象地震となる。

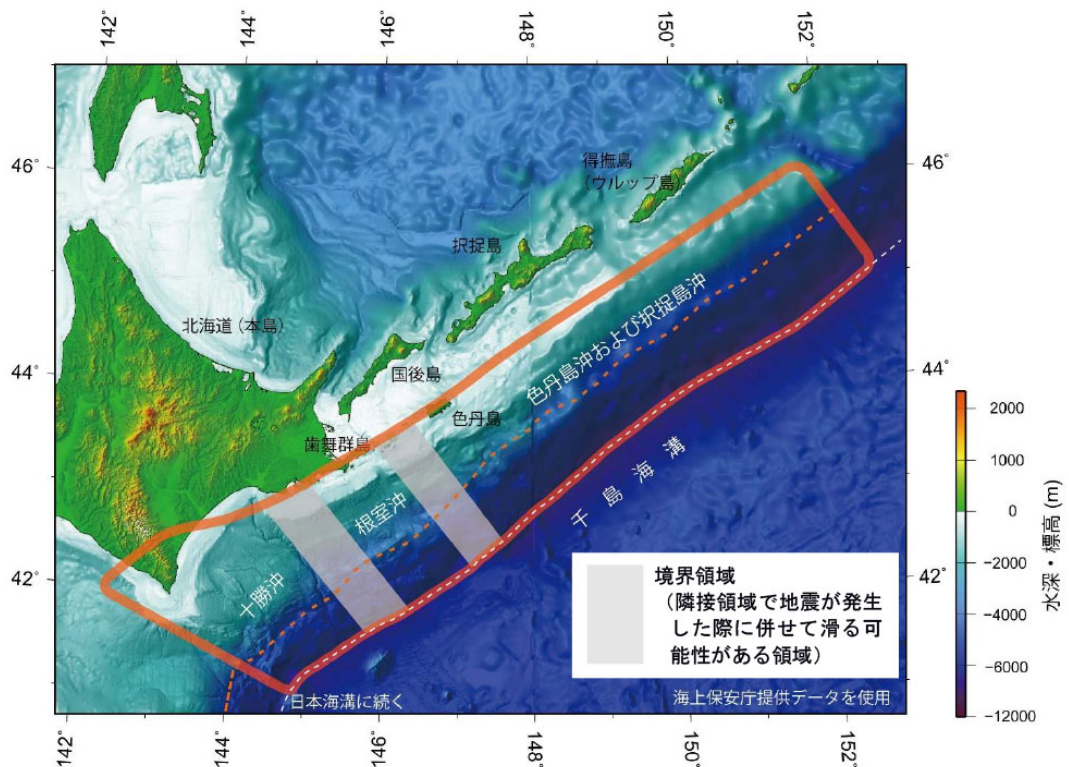
＜十勝・釧路・根室地方における被害想定の対象地震＞

地震名	断層モデル	選定理由	
		※1	※2
標津断層帯	45_5		○(根室で最大)
	30_1	○	
十勝平野断層帯主部	45_2	○	
	45_5	○	○(十勝で最大)
	30_3	○	
石狩低地東縁断層帯主部	30_1	○	
根室沖・釧路沖の地震	—	○	
十勝沖の地震	—	○	○(釧路で最大)
三陸沖北部の地震	—	○	



2 地震の発生確率について

地震調査研究推進本部長期評価結果（令和3年1月）によると、根室沖における今後30年以内にM7.8～8.5程度の地震が発生する確率は、80%程度とされている。また、十勝沖から択捉島沖における今後30年以内にM8.8程度以上の地震が発生する確率は7～40%とされ、17世紀の発生から400年程度が経過しており、切迫している可能性が高い。



(資料：文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

3 地震による被害想定

道が実施した地震被害想定等調査によると、本町において被害が最も大きいと想定されるのは、「十勝沖の地震」が発生した場合で、全壊棟数約 21 棟、死者約 2 人が予測されているほか、避難者数は 1,500 人を超えるとされている。主な項目の被害状況は、以下のとおりである。

なお、この調査結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではない。

＜想定地震による厚岸町の被害想定＞

想 定 項 目			十勝沖の地震	根室沖・釧路沖の地震	標津断層帯 (モデル 45_5) の地震
最大震度			6 強	6 強	6 強
建 物 被 害	揺れ	全壊棟数	8 棟	2 棟	1 棟未満
		半壊棟数	57 棟	20 棟	5 棟
	液状化	全壊棟数	1 棟	1 棟未満	1 棟未満
		半壊棟数	2 棟	1 棟	1 棟未満
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	11 棟	10 棟	1 棟
		半壊棟数	27 棟	24 棟	3 棟
	合計	全壊棟数	21 棟	12 棟	2 棟
		半壊棟数	86 棟	45 棟	9 棟
	火災被害		1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
人口 H27 国勢調査			9, 778 人	9, 778 人	9, 778 人
人 的 被 害 (死者数)	揺れ		1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊		2 人	2 人	1 人未満
	火災		1 人未満	1 人未満	1 人未満
	合計		2 人	2 人	1 人未満
人 的 被 害 (重傷者数)	揺れ		1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊		4 人	3 人	1 人未満
	火災		1 人未満	1 人未満	1 人未満
	合計		4 人	4 人	1 人未満
人 的 被 害 (軽傷者数)	揺れ		5 人	2 人	1 人未満
	急傾斜地崩壊		12 人	11 人	1 人
	火災		1 人未満	1 人未満	1 人未満
	合計		17 人	12 人	2 人
人 的 被 害 (避難者数)	避難所生活者数		976 人	544 人	170 人
	避難所外避難者数		525 人	293 人	91 人
	避難者数計		1, 501 人	837 人	261 人

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある

※想定条件：冬の早朝に発生。避難速度は 1 分あたり 35m。浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難。

4 津波浸水予測

道の想定によると、本町に被害を及ぼすことが想定される津波の概要は以下のとおりである。

太平洋沿岸において最大クラスの津波が発生した場合、想定される最大遡上高は床潭で23.3m、末広で34.7mとなっている。（平成24年太平洋沿岸津波浸水予測図）

地震 津波	規模	地名 項目	門静	白浜	若竹	床潭	末広
根室沖・釧路沖の地震	Mw8.3 (6強)	影響開始時間(分)	26	27	25	15	10
		津波到達時間(分)	28	33	35	24	21
		最大遡上高(m)	2.1	2.0	2.3	4.3	3.4
十勝沖の地震	Mw8.2 (6強)	影響開始時間(分)	23	32	33	23	19
		津波到達時間(分)	30	36	41	27	23
		最大遡上高(m)	3.1	2.8	2.8	5.2	5.6
500年 間隔地震	Mw8.6 ※津波のみ	影響開始時間(分)	19	22	25	16	9
		津波到達時間(分)	35	39	46	31	28
		最大遡上高(m)	5.5	5.4	4.2	9.2	10.1
太平洋沿岸における 最大クラスの津波		影響開始時間(分)	9	10	11	11	4
		津波到達時間(分)	29	29	28	24	24
		最大遡上高(m)	15.0	13.4	18.0	23.3	34.7

※規模は、震度断層の断層運動に基づくモーメントマグニチュード(Mw)で示しており、地震波の振幅に基づくマグニチュードと同一ではない。

第2節 防災拠点の施設機能等

災害対策の拠点となる主要な施設について、機能の状況を示す。

名 称	災害危険度			施 設 機 能					
	地震	津波	土砂災害	建築年	耐震	構造	通信機器	非常用電源	水、食料 トイレ等
役場庁舎	○	×	○	S63	○	鉄筋 コンクリート造	○	○	×
釧路東部消防組合消防本部 厚岸消防署（消防庁舎）	○	○	○	H29	○	鉄筋 コンクリート造	○	○	○
森林センター	○	○	○	S61	○	木造	○	○	○

※災害危険度については、「発生の可能性がない（極めて低い）」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

第3節 ライフライン等の被害想定

地震・津波等が発生した場合の本町における電力、水道、電話、道路等のライフラインやインフラの被害について、東日本大震災等の対応状況から以下のとおり想定する。

	被害想定	復旧予想
電力	断線等により電力供給が中断する。	復旧には1週間程度要することが予想される。復旧後も計画停電の可能性がある。
上水道	管路や浄水場の被害または停電により断水が発生する。	断水が1ヶ月程度継続する可能性がある。
下水道	管路やポンプ場、処理場の被害または停電により利用支障が発生する。	利用支障が1ヶ月程度継続する可能性がある。
固定電話	大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外ほとんど不通となる。	不通が1週間程度継続する可能性がある。
携帯電話	大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通となる。	不通が1週間程度継続する可能性がある。
インターネット	引込管路等での断線により不通となる。	利用支障が1週間程度継続する可能性がある。
道路	揺れや液状化現象、津波の影響による家屋等の倒壊、車両の放置等により通行支障が発生する。	長期間通行できない可能性がある。

第4節 庁舎の資源等の被害想定

役場庁舎の資源等の被害想定については、以下のとおりである。ただし、津波警報以上が発令された場合は役場庁舎自体が使用できないため、全ての資源等が使用不可となる。

	被害状況、問題点等
庁舎・執務場所	庁舎は耐震基準を満たしており、地震による被害の程度は限定的に考えられる。しかし、執務時間内に被災した場合は、破損したガラスや書類棚等の転倒により職員が負傷するおそれがある。
防災行政無線	電力供給の中断により利用支障が発生するが、内蔵のバッテリーにより1日程度は使用可能である。以降は非常用発電機からの電源供給が必要となる。
情報システム	停電、断線等により、基幹システムやLGWAN等のネットワーク、OA機器が利用できなくなる。
電力	発災後1週間は外部から電力供給されないことが想定される。停電発生時でも非常用発電機で概ね3日程度は非常用照明・一部の機器等が使用可能である。
上水道	断水時においても高架水槽（3 m ³ ）・受水槽（10.5 m ³ ）内の残留水が使用可能である。
下水道	下水道管の破損がなければ可能であるが、流下させる水が必要となる。
ガス（プロパン）	設備に破損等がなければ発災時においても使用可能である。（50kg × 4本）
エレベーター	エレベーター1基を設置している。商用電源停止後、エレベーターは非常用発電機からの電源供給がないため、使用できない。また、商用電源回復後も安全点検が完了するまで使用できない。
固定電話	商用電源停止後、機器等の損傷がなければ、電話交換機内蔵のバッテリーから約3時間電源が供給されるため、電話の使用（内線・外線）が可能である。以降は可搬型発電機からの電源供給が必要となる。ただし、外線については輻輳により災害時優先電話以外ほとんど不通となり、外部との連絡手段が途絶する可能性が高い。なお、災害対策本部用として衛星携帯電話が使用可能である。
携帯電話	大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通となる。
インターネット	引込管路等での断線により不通となる。
職員	本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等により登庁できない職員がでる可能性がある。 勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者がでる可能性がある。

第3章 業務継続計画の特に重要な6要素

第1節 町長不在時の代理順位と参集体制

1 町長不在時の代理順位及び職員の参集体制

(1) 災害対策本部長の職務代理者の順位

本部長（町長）に事故があるとき、又は本部長（町長）が欠けたときの職務代理者は、以下のとおりとする。非常時において円滑かつ迅速に職務を代行するため、事前に職務代理者と職務に関する確認を実施するよう努める。

第1順位	第2順位
副町長	危機対策室長

(2) 配備体制基準と参集対象職員

配備基準		体制	参集対象職員
地震・津波	震度4	第1非常配備 (災害情報連絡室)	危機対策室長、危機対策係長、防災情報係長、 危機対策係、防災情報係 その他各対策部長、班長に指示された者
	震度5弱及び5強 津波注意報	第2非常配備 (災害対策連絡本部)	危機対策室、総合政策課、水産農政課、 建設課管理維持係長、管理維持係、水道課水道 施設係長、下水道施設係長、水道施設係、 下水道施設係、管理職 (上記以外の職員は自宅待機)
	震度6弱以上 津波警報、 大津波警報	第3非常配備 (災害対策本部)	全職員 日直者、夜警員は津波に関する情報を入手 したときは、直ちに危機対策室長へ連絡し、 指示を仰ぐ。 【津波警報以上】 湖北地区居住の職員は消防庁舎、湖南地区 居住の職員は森林センターに参集する。 (居住地以外に滞在している場合も上記 と同様) ※消防庁舎に本部設置

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 業務継続計画の発動要件

本計画の発動要件は、大規模な災害の発生により、災害対策本部が設置され、庁舎機能等に甚大な被害が生じた場合、又は本部長（町長）の指示があった場合とする。

ただし、非常時優先業務のうち、初動対応に係るもの（例：災害対策本部の設置等）については、業務継続計画の発動を待つことなく自動的に開始する。

（1）発動権限者

本部長（町長）とする。

本部長（町長）は、本部員会議において副本部長（副町長）、及び各本部員（教育長及び各課長等）の被害状況報告等に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。

なお、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、以下の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位	第2順位
副町長	危機対策室長

（2）計画の発動期間

本計画の発動期間は、原則、発災後1ヶ月とする。

なお、被害状況等を踏まえ、本部長（町長）の指示があった場合は、1ヶ月以内での終結又は期間の延長を行う。

（3）発動の解除

本部長（町長）は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった場合、業務継続計画の発動解除を宣言する。

ただし、各本部員（教育長及び各課長等）は解除の宣言前であっても、災害応急対策業務等の進捗状況に応じ、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

（4）業務継続計画の発動及び解除の周知

業務継続計画の発動又は解除を行った場合は、利用可能な通信手段を用いて職員に直ちに通知するとともに、道、関係機関等に通知する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 全職員（庁内放送、電話、メール、口頭等） ② 防災関係機関及び報道機関（電話等） ③ 町民への周知（防災行政無線、IP 告知情報端末、ホームページ、SNS 等） |
|--|

第2節 代替庁舎の特定

1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎内に設置する。

役場庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊の可能性は低いと考えられる。ただし、壁の崩壊、ガラス・物品等の散乱、天井板、照明器具等の落下などにより、安全性が著しく損なわれるとともに業務遂行の大きな妨げとなることが予想される。

2 代替施設

津波警報以上が発表された場合、又は役場庁舎が使用不可となった場合の代替施設を以下のとおり設定する。

名 称	住 所	耐震性
釧路東部消防組合厚岸消防署	厚岸町宮園2丁目414番地2	有

3 災害対策本部設置の準備

災害対策本部の設置が決定された場合、必要な資機材等の確保を行う。

- ① 各防災関係機関の連絡先名簿
- ② 被害状況報告書、その他様式類
- ③ テレビ
- ④ ラジオ（停電時も使用可能なもの）
- ⑤ 停電用照明器具
- ⑥ 通信手段（パソコン、FAX）の確保
- ⑦ 町域の図面及び住宅地図、その他地図類

4 初動体制の確保

できる限り早期に初動体制を確保し、必要な対策の検討・実行を進めていく必要があるため、以下の手順で、災害対策本部体制を速やかに確保する。

- ① 災害発生後、速やかに、情報連絡体制を確保
- ② 災害対策本部の初動体制を構築
- ③ 速やかに本部員会議を開催

5 初動体制の構築

災害対策本部を設置するとともに、必要な情報の収集・伝達や、庁舎の状況確認等を行うことなどにより、災害対策本部機能を構築する。

初動時において実施する事項は、主として以下のような業務内容である。

- ① 町民への情報の伝達
- ② 職員の安否確認・非常時優先業務への割り振り
- ③ 被災情報の収集・分析
- ④ 防災拠点のライフラインの確認
- ⑤ 道、防災関係機関等との連絡調整・応援要請
- ⑥ 本部員会議及び対策会議の準備（庁内情報集約・資料の取りまとめ等）

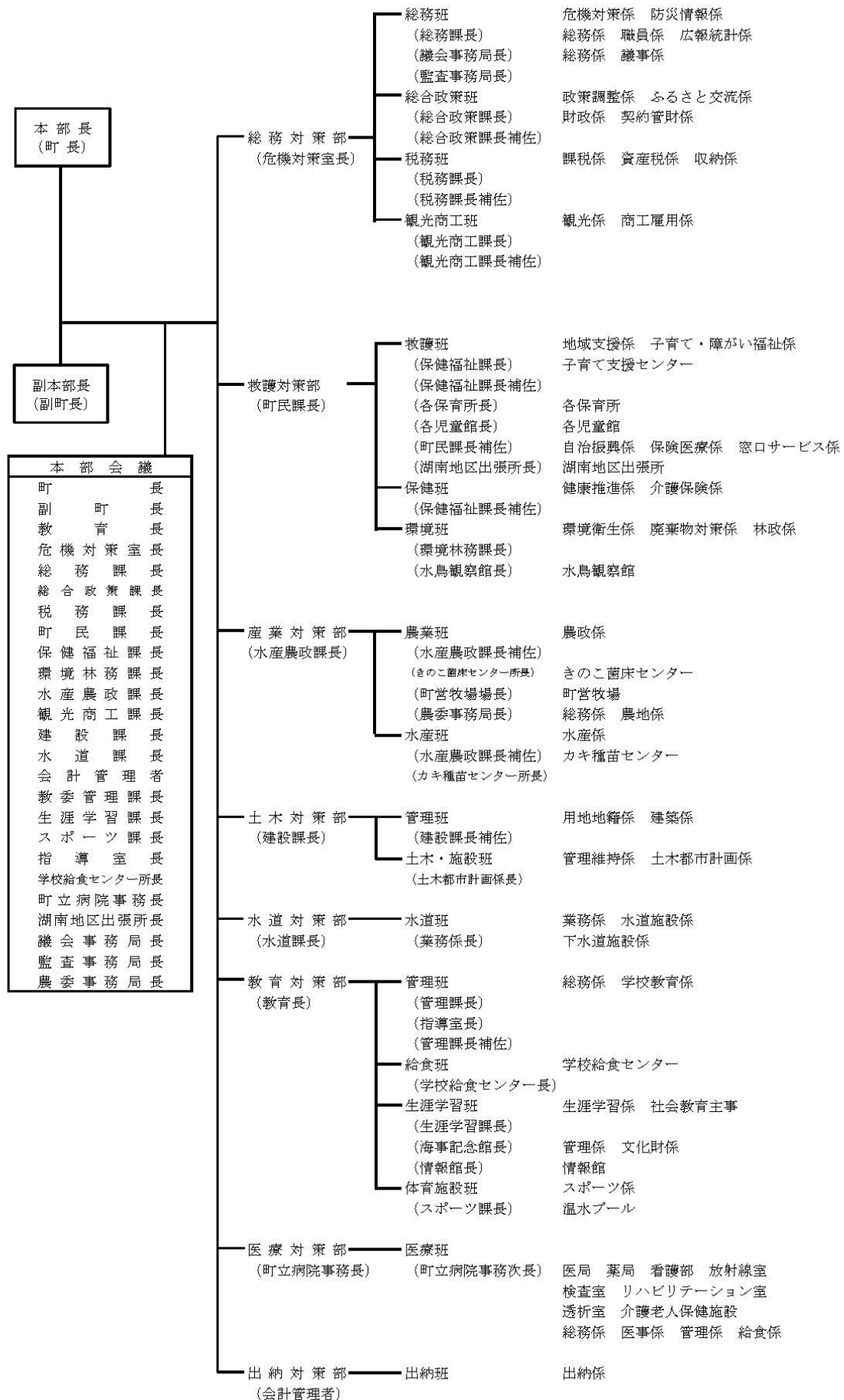
6 本部員会議及び対策会議の開催

本部長（町長）は、本計画の発動期間中、本部員会議及び対策会議を定期的に行い、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議・決定する。

＜本部員会議及び対策会議で協議すべき主な事項＞

- ① 応急対策全体の方針
- ② 人命救助の方針
- ③ 避難所運営の方針
- ④ 配備体制・職員の労務管理の方針
- ⑤ 自衛隊の派遣要請
- ⑥ 災害救助法の適用要請
- ⑦ 他の地方公共団体等への応援要請
- ⑧ 電源の確保方策
- ⑨ 通常業務の再開の方針

＜災害発生時の組織系統＞



第3節 電気、水、食料等の確保

1 電気

(1) 現状の整理

通信設備や情報システムなど、非常時優先業務の遂行のためには電力は必要不可欠であり、停電時には大きな混乱が想定される。

役場庁舎及び消防庁舎で保有している非常用発電設備等は以下のとおりである。これらを稼働させることにより概ね3日間は電力を確保することができる。

また、災害発生時には、燃料の供給に関する協定を締結している業者に対し協力を要請する。

役場庁舎						
設備等	設置場所	発電容量	タンク容量	使用可能時間	数量	使用燃料
発電機 (施設固定)	1階 機械室	48kVA	40L	約2.5時間	1基	軽油
ホームタンク	水防倉庫裏	—	490L	約70時間	2基	

消防庁舎						
設備等	設置場所	発電容量	タンク容量	使用可能時間	数量	使用燃料
発電機 (施設固定)	1階 発電機室	200kVA	980L×2	約72時間	1基	軽油

(2) 確保対策

ア．発電機の長時間の稼働に備えるため、燃料をあらかじめ十分に備蓄し、災害発生後も継続的な供給を図る。また、定期的に発電機の試験稼働を行い、バッテリー上がり等の不具合が発生しないよう努める。

イ．電力事業者に対して優先的な復旧を要請し、長時間の停電が予想される場合は、電源供給車等による応急措置を依頼する。

ウ．非常時優先業務に使用しない電気機器の電源を切るなどの節電に努める。

2 飲料水、食料

(1) 現状の整理

これまで、町で備蓄している飲料水及び食料は町民へ提供することを想定していたが、今後、非常時優先業務に従事する間の職員用の飲料水及び食料を確保しておく必要がある。

なお、災害発生時には、飲料水及び食料の確保に関する協定を締結している業者に対し協力を要請する。

(2) 確保対策

各職員の3日分の飲料水及び食料を備蓄する。

3 トイレ

(1) 現状の整理

上水道の断水時又は停電時には、役場庁舎及び消防庁舎内のトイレは受水槽の貯水を利用するほかは原則として使用できない。また、下水道に流下機能の障害又は排水設備に破損等がある場合は、上水道が使用できる場合でもトイレ等の使用は控えなければならない。

なお、通常のトイレが使用できない場合を想定した、職員用簡易トイレ等の備蓄は行っていない。(消防庁舎に避難者用の簡易トイレの備蓄は行っている。)

(2) 確保対策

上水道の断水又は下水道の流下機能の障害が発生した場合に備え、職員用の簡易トイレ等の備蓄を進める。

4 消耗品等

(1) 現状の整理

非常時優先業務を行うために必要となる用紙、プリンター及びコピー機のトナー等の消耗品は日常的なストックはされているものの、災害時用としての備蓄は行っていない。

(2) 確保対策

消耗品は、用紙及びトナーを中心に、災害の発生に備え平時使用量の1ヶ月程度を在庫として確保するよう、その保管場所とともに検討する。

第4節 多様な通信手段の確保

1 通信機器の確保

(1) 現状の整理

関係機関との通信については、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、FAX、防災行政無線、北海道防災情報システム等を状況に応じ活用する。

災害発生時には、電話回線に輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態になることが想定される。輻輳の影響を受けない災害時優先電話（災害時の発信が優先的に取扱われる通話）が役場庁舎内に3回線、出先機関及び公共施設に7回線ある。

<災害時優先電話>

名 称	電話番号
役場庁舎	0153-52-4188
	0153-52-4189
役場庁舎（水道課）	0153-52-2816
湖南地区出張所	0153-52-2176
浄水場	0153-52-2769
海洋センター（スポーツ課）	0153-52-7785
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	0153-52-3186
釧路東部消防組合本部・厚岸消防署	0153-52-5113
釧路開発建設部厚岸出張所	0153-52-3617
尾幌郵便局	0153-56-2310

<衛星携帯電話>

名 称		電話番号
KDDIイリジウム	役場庁舎（※）	001010-8816-514-83274
	森林センター	001010-8816-514-83275
docomoワイドスターⅡ	役場庁舎（※）	080-1865-5264
	小島自治会	080-2875-1924

※災害対策本部が消防庁舎に設置された場合は消防庁舎へ持参する。

＜防災行政無線＞

名 称		設置場所	局数
同報系	親局	役場庁舎内	1
	遠隔制御局	釧路東部消防組合厚岸消防署内	1
	予備局		
	中継局	厚岸町愛冠5番	1
	再送信子局	厚岸町上尾幌11番	1
	屋外拡声子局	町内	23
	戸別受信機		約4,000
移動系	基地局	役場庁舎内	1
	陸上移動局	車載	150

(2) 確保対策

- ア. 通信事業者及び保守管理業者に対して優先的な復旧を要請し、通信手段の早期復旧を図る。
- イ. 各所属においては、通話の際には要件を簡潔に伝え、短時間で済むように心がけるとともに、積極的な広報を行うことで通話件数の削減を図る。
- ウ. 職員が参集途上において重要な施設や道路、橋りょう等の重要なインフラの被害状況、災害情報の収集に努め、初動期の情報不足を補完する。

第5節 重要な行政データのバックアップ

1 重要な行政データのバックアップ

(1) 現状の整理

重要な行政データのバックアップは、行政の生命線であり、どのような事態にあっても消失してはならない。

そのため、災害発生時にシステムダウンやパソコン・ハードディスクの破損、LANケーブルの切断など最悪の場合に陥っても、その後の行政サービスに支障がでることがないように定期的に記録媒体に保存し、最新のデータを手元に保管するとともに、日頃から適切かつ確実にデータのバックアップを行わなければならない。当町の主要な行政データの現状については以下のとおりである。

＜主要な行政データの状況＞

系 列	システム名	バックアップ	
		場所	頻度
利用事務系 (基幹系システム)	総合行政システム	D S	毎日
	住民基本台帳ネットワークシステム	D S	毎日
	戸籍システム	D S	毎日
	介護保険システム	D S	毎日
	健康管理システム	D S	毎日
関係事務系 (情報系システム)	グループウェア	D S	毎日
	財務会計システム	D S	毎日
	例規システム	D S	毎日
	庶務事務システム	D S	毎日

※D S (データセンター)

(2) 確保対策

- ア. 非常時優先業務の実施に当たり、基幹系・情報系システムの一覧表の作成や情報システム分野に特化した業務継続計画（ICT-BCP）の策定について検討する。
- イ. 各所属において、情報システムが使用不可能となった場合に備え、業務端末等を使用せずに手書きなどで事務処理を行うための準備や、非常時優先業務に必要となるデータの紙媒体での保管について検討する。
- ウ. 各システムの早期復旧のため、保守点検業者と災害時の連携体制について検討する。

第6節 非常時優先業務

1 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の範囲

本計画では、非常時優先業務を以下のとおり「災害対応業務」と「優先継続業務」に区分して選定し、災害発生時に最優先で実施すべき業務として位置づける。

非常時優先業務	災害対応業務	地域防災計画で定めている災害応急対策業務、及び優先度が高い災害復旧・復興業務を「災害対応業務」とする。
	優先継続業務	通常業務のうち、地震・津波等による被害を受けた状況にあっても、町民の生命、身体及び財産等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「優先継続業務」とする。

(2) 非常時優先業務の実施期間

本計画では、発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、以下の5フェーズに区分する。

フェーズ	時間区分	主な該当業務区分
第1フェーズ	発災～6時間	・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・救助・救急の開始 ・被災状況の把握 ・避難所の開設
第2フェーズ	発災～24時間	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の調整
第3フェーズ	発災～72時間	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
第4フェーズ	発災～2週間	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復
第5フェーズ	発災～1か月	・その他の行政機能の回復

(3) 非常時優先業務一覧

第5章「非常時優先業務一覧」参照

2 非常時優先業務従事時の配慮

職員を非常時優先業務に従事させるに当たっては、本部長（町長）及び各対策部長等（各課長等）において、以下の事項に十分配慮するものとする。

（1）安全確保

被害調査等のため現場に出る職員に対しては、危険情報の伝達、安否確認手段の確保、安全装備の充実など、生命、身体の安全を第一とする。

（2）健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、各所属において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう調整を行う。

なお、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにし、原則として1週間に最低1日は休みを確保する。また、1人の職員が帰宅しない日が3日を超えることがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及んだりすることは、時に脳・血管疾患(脳梗塞、脳出血、心筋梗塞など)やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 作業の合間に十分な休憩が取れるよう、作業時間を調整する。
- 6時間以上の睡眠を確保する。
- 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 危険に対する備えを万全にし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

（3）メンタルヘルスケア

災害対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタル面での影響が懸念される。そのため、疲労のコントロールのための休暇取得を促進し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じるものとする。

第4章 職員の参集

第1節 職員の参集ルール

1 勤務時間内に災害が発生した場合

(1) 職員の行動

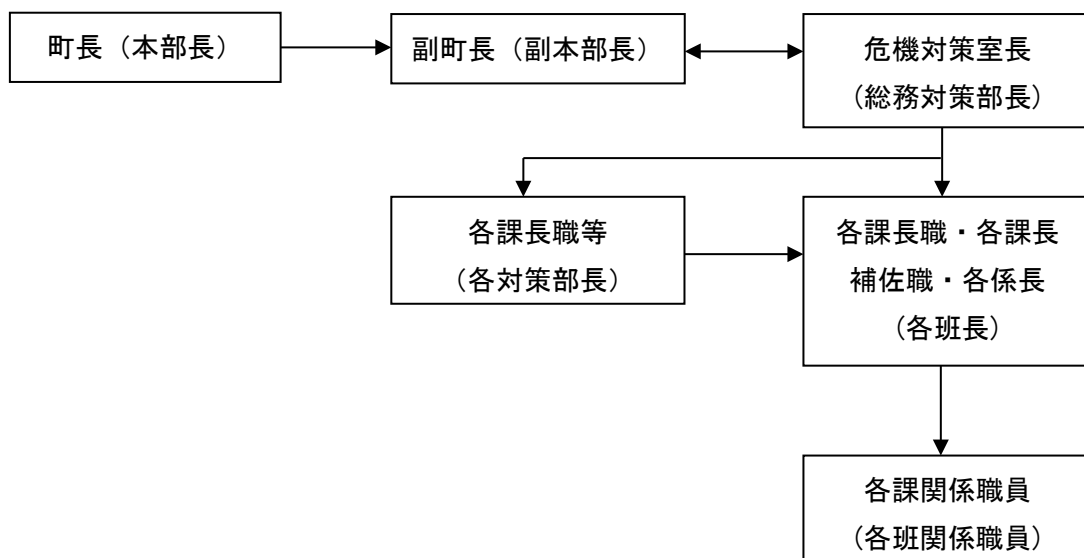
ア 勤務時間内に災害が発生し、第3章第1節の「配備体制基準と参集対象職員」に基づく非常配備体制が発令されたときは、総務対策部長（危機対策室長）は、各対策部長等（各課長等）に通知する。

イ 各対策部長等（各課長等）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

事象	職員の行動
地震発生時	・ 緊急地震速報を覚知した場合は、周囲の人に大声で知らせる。 ・ 自分自身の身を守る。（机の下に隠れる、文書棚から離れるなど） ・ 来庁者、施設入所者、児童・生徒・幼児等の安全を確保する。
地震収束後	・ 旧耐震基準の建物にいる際は、安全が確認されるまで建物内に立ち入らない。 ・ 負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた職員は、救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。
津波警報以上発令時	・ 津波警報以上が発令された場合は、周囲の人に大声で知らせ、勤務先が湖北地区の職員は消防庁舎、湖南地区の職員は森林センターへ参集する。（外勤等で勤務地以外に滞在している場合も同様）

(2) 職員への配備指令

職員への配備指令（通知）は口頭、電話及び庁内放送等により以下のとおり行う。



(3) 自所属又は災害対策本部に参集できない場合

自所属又は災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの町機関等に参集の上、当該機関の長等の指示に従う。その場合、各自の所属長に参集した場所を連絡する。自所属以外に参集した職員は、自所属に参集できる状況となった場合、参集した場所における災害対応業務の状況をみながら、自所属に復帰する。

(4) 以下のアからカに掲げるような事由等により、即座の参集が困難な場合は、事由の解消、又は対処に目処が立ち次第、参集する。

ア 自宅が倒壊した場合

イ 家族等が死亡した場合

ウ 職員又は家族等が負傷し、治療または入院の必要がある場合

エ 参集時に、救出・救命活動に参加する必要がある場合（各自の状況判断により対応する）

オ 参集路上に土砂崩れ等があり、迂回に時間を要する場合

カ 家族に要配慮者があり、保護が必要な場合

第2節 参集可能人員の分析

町による円滑な業務の継続を可能とするものは、確実な職員の参集である。ここでは、勤務時間外に災害が発生した場合の参集可能人員を示す。

この算出結果は、令和2年12月に実施した「厚岸町業務継続計画の策定に関する職員アンケート調査」の結果に基づくものであり、人事異動等によって当然に状況の変化はあるものの、全体の傾向としては大きく変わらないものと考えられる。

1 職員の参集に関するアンケート調査の概要

(1) 対象所属・回答数

所属ごとの回答数・割合は下表のとおりである。

所 属	正職員	会計年度 職員	合計	割合
総務課	13 人	4 人	17 人	4.2%
総合政策課	14 人	5 人	19 人	4.7%
危機対策室	6 人	0 人	6 人	1.5%
税務課	13 人	3 人	16 人	3.9%
町民課	14 人	0 人	14 人	3.4%
保健福祉課	47 人	19 人	66 人	16.2%
環境林務課	12 人	0 人	12 人	2.9%
水産農政課	17 人	30 人	47 人	11.5%
観光商工課	8 人	1 人	9 人	2.2%
建設課	15 人	8 人	23 人	5.6%
水道課	9 人	0 人	9 人	2.2%
出納室	3 人	0 人	3 人	0.7%
議会事務局	3 人	0 人	3 人	0.7%
選挙管理委員会事務局	1 人	0 人	1 人	0.2%
監査委員事務局	1 人	0 人	1 人	0.2%
農業委員会事務局	2 人	0 人	2 人	0.5%
教育委員会：管理課	13 人	25 人	38 人	9.3%
教育委員会：指導室	1 人	0 人	1 人	0.2%
教育委員会：生涯学習課	14 人	5 人	19 人	4.7%
教育委員会：スポーツ課	6 人	3 人	9 人	2.2%
町立厚岸病院	64 人	30 人	94 人	23.0%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(2) 職員の職名

職名ごとの回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
課長職以上	24 人	0 人	24 人	5.9%
課長補佐職以上	28 人	0 人	28 人	6.8%
係長・主査職	83 人	0 人	83 人	20.3%
それ以外	141 人	133 人	274 人	67.0%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(3) 通勤手段

職員の通勤手段の回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
車	235 人	121 人	356 人	87.1%
バス	0 人	1 人	1 人	0.2%
バイク	0 人	0 人	0 人	0.0%
自転車	3 人	0 人	3 人	0.7%
徒歩	38 人	11 人	49 人	12.0%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(4) 職員の参集場所【津波】

夜間・休日に津波警報及び大津波警報が発表された場合の職員の参集場所は下表のとおりである。

参集場所	正職員	会計年度 職員	合計	割合
消防庁舎	244 人	93 人	337 人	82.4%
森林センター	32 人	40 人	72 人	17.6%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

※夜間・休日に津波警報及び大津波警報が発表された場合、湖北地区居住の職員は消防庁舎、湖南地区居住の職員は森林センターへ参集する。

(5) 職員の参集場所【地震】

夜間・休日に震度6弱以上の地震が発生し、津波警報及び大津波警報は発表されていない場合の職員の参集場所は下表のとおりである。

参集場所	正職員	会計年度 職員	合計	割合
役場庁舎	127 人	21 人	148 人	36.2%
保健福祉総合センター	24 人	0 人	24 人	5.9%
その他	125 人	112 人	237 人	57.9%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

※夜間・休日に震度6弱以上の地震が発生し、津波警報及び大津波警報は発表されていない場合、各勤務先へ参集する。

(6) 移動距離【津波】

職員の移動距離の回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
2km 未満	143 人	55 人	198 人	48.4%
2km 以上 5km 未満	97 人	54 人	151 人	36.9%
5km 以上（町内）	11 人	20 人	31 人	7.6%
5km 以上（町外）	25 人	4 人	29 人	7.1%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(7) 移動距離【地震】

職員の移動距離の回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
2km 未満	111 人	42 人	153 人	37.4%
2km 以上 5km 未満	113 人	51 人	164 人	40.1%
5km 以上（町内）	27 人	31 人	58 人	14.2%
5km 以上（町外）	25 人	9 人	34 人	8.3%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(8) 道路が寸断され、職員が参集場所にたどりつけない可能性【津波】

津波災害が夜間・休日に発生した場合、職員が参集場所にたどりつけない可能性は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
大いにありうる	57 人	30 人	87 人	21.3%
ありうる	129 人	55 人	184 人	45.0%
あまり想定されない	67 人	23 人	90 人	22.0%
まったく想定されない	19 人	2 人	21 人	5.1%
無回答	4 人	23 人	27 人	6.6%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(9) 道路が寸断され、職員が参集場所にたどりつけない可能性【地震】

地震災害が夜間・休日に発生した場合、職員が参集場所にたどりつけない可能性は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
大いにありうる	67 人	31 人	98 人	24.0%
ありうる	121 人	57 人	178 人	43.5%
あまり想定されない	75 人	18 人	93 人	22.7%
まったく想定されない	13 人	2 人	15 人	3.7%
無回答	0 人	25 人	25 人	6.1%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(10) 自宅の耐震化

自宅の耐震化の回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
している	118 人	37 人	155 人	37.9%
一部している	1 人	5 人	6 人	1.5%
わからない	152 人	88 人	240 人	58.7%
無回答	5 人	3 人	8 人	1.9%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

(11) 転倒防止対策

家具等の転倒防止対策の回答数・割合は下表のとおりである。

カテゴリ	正職員	会計年度 職員	合計	割合
している	27 人	16 人	43 人	10.5%
一部している	145 人	72 人	217 人	53.1%
していない	101 人	44 人	145 人	35.4%
無回答	3 人	1 人	4 人	1.0%
合 計	276 人	133 人	409 人	100%

2 参集可能職員数の予測

(1) 職員参集の前提条件

本分析では、以下の前提条件に基づき職員参集を予測している。

手段と時速の設定	○発災から 24 時間の移動手段は徒歩又は自転車とし、歩行速度は 4km/h とする。 ○徒歩又は自転車による参集可能な距離を 20km 圏内に居住する職員のみとする。
職員の被災状況	○職員本人及び家族の被災により、全職員のうち2週間程度は約1割、1ヶ月程度は約 0.5 割の職員が参集できないと想定する。
救出・救援活動への従事	○3割程度の職員は、建物被害に伴う救出・救援活動に従事する可能性があるため、少なくとも半日程度は参集が困難であると想定する。

(2) 参集可能職員の計算方法

(1) で示している条件に基づき、参集可能職員を以下の方法で計算した。

時間経過	参集可能職員の計算方法
1時間	自宅から参集先までの距離が 2km 圏内の職員の7割(※1)
3時間	自宅から参集先までの距離が 2km～5km 圏内の職員の7割(※1)
6時間	自宅から参集先までの距離が 5km 以上(町内)圏内の職員の7割(※1)
24時間	自宅から参集先までの距離が 5km 以上(町内)圏内の職員の9割(※2、3)
72時間	全職員の9割(※3)
2週間	全職員
1ヶ月	全職員

※1 3割程度の職員が救出・救援活動に従事すると想定しているため、「7割」としている。

※2 「徒歩又は自転車による参集可能な距離を 20km 圏内に居住する職員のみ」及び「発災から 24 時間の移動手段は徒歩又は自転車」と設定している。

※3 職員本人及び家族の被災により、72 時間程度は約 1 割の職員が参集できないものと想定している。

(3) 分析フェーズ

本調査では、発災後1ヶ月間を対象期間とし、災害発生後の時間経過を以下の5フェーズに区分した。

フェーズ	時間区分	主な該当業務区分
第1フェーズ	発災～6時間	・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・救助・救急の開始 ・被災状況の把握 ・避難所の開設
第2フェーズ	発災～24時間	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の調整
第3フェーズ	発災～72時間	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
第4フェーズ	発災～2週間	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復
第5フェーズ	発災～1か月	・その他の行政機能の回復

(4) 参集可能職員数の計算結果

発災から概ね6時間である第1フェーズでは6～7割の職員の参集が見込まれている。

発災から24時間後の第2フェーズでは約8割、3日後の第3フェーズでは約9割の職員参集が見込まれている。

災害の種類	参集場所	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
津波	消防庁舎	218人 64.7%	280人 83.1%	305人 90.5%	337人 100%	337人 100%
	森林センター	51人 70.8%	67人 93.1%	67人 93.1%	72人 100%	72人 100%
	合計	269人 65.8%	347人 84.8%	372人 90.9%	409人 100%	409人 100%
津波以外	役場庁舎	97人 65.5%	126人 85.1%	133人 89.9%	148人 100%	148人 100%
	保健福祉総合センター	15人 62.5%	19人 79.2%	22人 91.7%	24人 100%	24人 100%
	その他	150人 63.3%	193人 81.4%	214人 90.3%	237人 100%	237人 100%
	合計	262人 64.1%	338人 82.6%	369人 90.2%	409人 100%	409人 100%

第4章 職員の参集

(5) 参集場所別の参集可能職員数

参集場所別の参集可能職員数の計算結果は、下表のとおりである。

※ 表内の数値は、累計人数

○津波災害発生時

[消防庁舎]

※第4フェーズ以降は、全職員が通常勤務場所に参集

単位:人

課名等	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	6(1)	11(3)	12(3)	15(4)	15(4)	17(4)	17(4)
総合政策課	7(0)	10(1)	10(1)	13(1)	14(2)	16(2)	16(2)
危機対策室	3(0)	3(0)	4(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
税務課	4(1)	8(1)	8(1)	11(2)	14(3)	15(3)	15(3)
町民課	5(0)	8(0)	8(0)	10(0)	10(0)	11(0)	11(0)
保健福祉課	24(8)	35(10)	36(10)	46(13)	50(14)	55(15)	55(15)
環境林務課	4(0)	7(0)	9(0)	11(0)	11(0)	12(0)	12(0)
水産農政課	8(4)	15(7)	23(14)	30(18)	31(18)	34(20)	34(20)
観光商工課	4(1)	5(1)	5(1)	6(1)	6(1)	7(1)	7(1)
建設課	8(2)	11(4)	11(4)	14(5)	17(5)	19(6)	19(6)
水道課	4(0)	6(0)	6(0)	8(0)	8(0)	9(0)	9(0)
出納室	1(0)	2(0)	2(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
議会事務局	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)	3(0)	3(0)
選挙管理委員会事務局	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
監査委員事務局	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
農業委員会事務局	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
教育委員会：管理課	8(4)	16(8)	18(10)	23(13)	23(13)	26(14)	26(14)
教育委員会：指導室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：生涯学習課	7(3)	8(4)	10(4)	13(5)	13(5)	14(5)	14(5)
教育委員会：スポーツ課	3(1)	6(2)	6(2)	7(3)	8(3)	9(3)	9(3)
町立厚岸病院	29(8)	43(13)	46(14)	59(18)	70(18)	78(20)	78(20)
合 計	129(33)	198(54)	218(64)	280(83)	305(86)	337(93)	337(93)

()内は会計年度任用職員の内数

第4章 職員の参集

[森林センター]

※第4フェーズ以降は、全職員が通常勤務場所に参集

単位:人

課名等	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
総合政策課	1(1)	2(2)	2(2)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)
危機対策室	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
税務課	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
町民課	1(0)	2(0)	2(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
保健福祉課	2(1)	6(3)	8(3)	10(4)	10(4)	11(4)	11(4)
環境林務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
水産農政課	1(1)	9(7)	9(7)	12(9)	12(9)	13(10)	13(10)
観光商工課	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
建設課	0(0)	2(1)	3(1)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)
水道課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出納室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
議会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
選挙管理委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
監査委員事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
農業委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：管理課	3(2)	8(7)	8(7)	11(10)	11(10)	12(11)	12(11)
教育委員会：指導室	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
教育委員会：生涯学習課	1(0)	4(0)	4(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
教育委員会：スポーツ課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
町立厚岸病院	3(1)	8(4)	11(6)	14(8)	14(8)	16(10)	16(10)
合 計	13(6)	45(24)	51(26)	67(36)	67(36)	72(40)	72(40)

()内は会計年度任用職員の内数

第4章 職員の参集

○津波以外の災害発生時

[役場庁舎]

※第4フェーズ以降は、全職員が通常勤務場所に参集

単位:人

課名等	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	2(0)	10(3)	12(3)	15(4)	15(4)	17(4)	17(4)
総合政策課	4(1)	11(3)	12(3)	15(4)	15(4)	17(4)	17(4)
危機対策室	1(0)	4(0)	4(0)	5(0)	5(0)	6(0)	6(0)
税務課	6(1)	9(1)	9(1)	12(2)	14(3)	16(3)	16(3)
町民課	4(0)	8(0)	9(0)	12(0)	12(0)	13(0)	13(0)
保健福祉課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
環境林務課	2(0)	5(0)	7(0)	9(0)	9(0)	10(0)	10(0)
水産農政課	4(0)	6(1)	6(1)	7(1)	8(1)	9(1)	9(1)
観光商工課	4(1)	6(1)	6(1)	8(1)	8(1)	9(1)	9(1)
建設課	6(1)	13(5)	14(6)	18(7)	21(7)	23(8)	23(8)
水道課	3(0)	6(0)	6(0)	8(0)	8(0)	9(0)	9(0)
出納室	1(0)	2(0)	2(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
議会事務局	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)	3(0)	3(0)
選挙管理委員会事務局	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
監査委員事務局	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
農業委員会事務局	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
教育委員会：管理課	3(0)	5(0)	5(0)	7(0)	7(0)	8(0)	8(0)
教育委員会：指導室	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
教育委員会：生涯学習課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：スポーツ課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
町立厚岸病院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	42(4)	90(14)	97(15)	126(19)	133(20)	148(21)	148(21)

()内は会計年度任用職員の内数

第4章 職員の参集

[保健福祉総合センター]

※第4フェーズ以降は、全職員が通常勤務場所に参集

単位:人

課名等	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
総合政策課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
危機対策室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
税務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
町民課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
保健福祉課	6(0)	13(0)	15(0)	19(0)	22(0)	24(0)	24(0)
環境林務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
水産農政課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
観光商工課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
建設課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
水道課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出納室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
議会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
選挙管理委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
監査委員事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
農業委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：管理課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：指導室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：生涯学習課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：スポーツ課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
町立厚岸病院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	6(0)	13(0)	15(0)	19(0)	22(0)	24(0)	24(0)

()内は会計年度任用職員の内数

第4章 職員の参集

[その他]

※第4フェーズ以降は、全職員が通常勤務場所に参集

単位:人

課名等	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
総合政策課	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
危機対策室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
税務課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
町民課	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
保健福祉課	8(4)	23(8)	28(12)	36(15)	38(17)	42(19)	42(19)
環境林務課	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
水産農政課	6(5)	10(7)	25(19)	32(24)	34(26)	38(29)	38(29)
観光商工課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
建設課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
水道課	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出納室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
議会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
選挙管理委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
監査委員事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
農業委員会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：管理課	6(5)	16(13)	19(16)	24(20)	27(23)	30(25)	30(25)
教育委員会：指導室	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育委員会：生涯学習課	8(4)	12(4)	13(4)	17(5)	17(5)	19(5)	19(5)
教育委員会：スポーツ課	1(0)	6(2)	6(2)	7(3)	8(3)	9(3)	9(3)
町立厚岸病院	30(8)	50(17)	56(20)	72(26)	85(27)	94(30)	94(30)
合 計	61(27)	119(52)	150(74)	193(94)	214(102)	237(112)	237(112)

()内は会計年度任用職員の内数

第5章 非常時優先業務一覧

第1節 総務対策部

1 総務班（危機対策室・総務課・選挙管理委員会・議会事務局・監査事務局）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	12	17	19	24	25	27	27
	森林センター	0	1	1	1	1	1	1
合 計		12	18	20	25	26	28	28
津波以外	役場庁舎	5	17	19	24	25	28	28
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		5	17	19	24	25	28	28

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 災害対策の総括に関すること	○●						
2 災害対策連絡本部の設置及び運営に関すること	○●						
3 本部の設置及び運営に関すること	○●						
4 防災会議に関すること		○●					
5 防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること		○●					
6 災害現地の視察及び応援に関すること			○●				
7 災害時の非常通信計画の作成と実施に関すること		○●					
8 庁内の非常配備体制に関すること	○●						
9 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関すること		○●					
10 災害日誌及び記録に関すること						○●	
11 各部（班）との連絡調整に関すること	○●						
12 自衛隊派遣要請の依頼に関すること				○●			
13 救助法の適用業務に関すること				○●			
14 職員の非常招集に関すること	○●						
15 職員等の食料、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関すること				○●			
16 職員の被害状況調査に関すること。		○●					
17 災害対策本部に必要な施設の整備に関すること		○●					
18 応急対策及び復旧の資材、人員、食料等の輸送				○●			

災 害 対 応 業 務	第1 フェーズ			第2 フェーズ	第3 フェーズ	第4 フェーズ	第5 フェーズ
	1 時間	3 時間	6 時間	24 時間	72 時間	2 週間	1 ヶ月
に關すること							
19 気象等の予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の伝達、広報に關すること		○●					
20 災害現地等との連絡、伝令、通信等に關すること	○●						
21 災害報道記事及び災害写真の撮影、収集に關すること						○●	
22 被災地の巡回公聴活動に關すること				○●			
23 災害統計に關すること						○●	
24 住民への広報に關すること	○●						
25 その他、各部（班）に屬さないこと	○●						

【優先継続業務の実施時期／危機対策室】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課 名	係 名	優 先 継 続 業 務	第1 フェーズ			第2 フェーズ	第3 フェーズ	第4 フェーズ	第5 フェーズ
			1 時間	3 時間	6 時間	24 時間	72 時間	2 週間	1 ヶ月
危機対策室	危機対策係	1 防災及び減災対策に關すること		○●					
		2 災害、武力攻撃事態等の危機管理に關すること	○●						
		3 防災行政無線に關すること	○●						
		4 緊急情報の発信に關すること	○●						
		5 自衛隊及びその関係団体に關すること		○●					
		6 消防に關すること	○●						
		7 自主防災組織に關すること	○●						
		8 福祉避難所に關すること		○●					
		9 罹災証明に關すること					○●		
	防災情報係	1 情報政策の企画及び総合調整に關すること							○●
		2 地域情報化に係る企画及び総合調整に關すること							○●
		3 行政情報システムに係る指導、支援及び調整に關すること							○●
		4 情報処理室の運用管理に關すること							○●
		5 データの保護管理に關すること	○●						
		6 情報通信基盤施設に關すること	○●						
		7 情報告知端末に關すること	○●						
		8 共聴施設等に關すること	○●						
		9 テレビ難視聴地区に關すること							○●
		10 マイナンバー制度の総合調整等に關すること							○●

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
		11 他課に属さない電子計算機及び情報システムに関すること							○●

【優先継続業務の実施時期／総務課】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	総務係	1 議会の招集、議会提出議案及び議会との連絡調整に関すること					○●		
		2 行政委員会等の連絡調整に関すること					○●		
		3 各課の連絡調整に関すること					○●		
		4 課長会議及び管理職会議に関すること					○●		
		5 町長及び副町長の秘書に関すること	○●						
		6 行政手続及び行政不服審査に関すること							○●
		7 許可、認可及び指令に関すること						○●	
		8 文書の收受、配布及び発送に関すること					○●		
		9 文書及び書庫管理に関すること					○●		
		10 公印の保管に関すること	○●						
		11 庁舎内外の管理、維持及び修繕に関すること	○●						
		12 当直及び庁中取締に関すること	○●						
		13 寄附（ふるさと納税を除く。）の受納事務に関すること					○●		
		14 簡易郵便局に関すること	○●						
		15 自動車臨時運行事務に関すること					○●		
		16 町村会に関すること				○●			
		17 条例、規則等法規文書の審査及び指導に関すること					○●		
		18 法令等の解釈、運用その他法制執務に関すること					○●		
		19 公告式に関すること					○●		
		20 情報公開に関すること							○●
		21 個人情報保護及び特定個人情報保護に関すること							○●
		22 総合教育会議に関すること					○●		
	職員係	1 職員の任命、退職、分限、懲戒、再任用、任期付採用、臨時的任用その					○●		

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
		他身分に関すること							
総務課	職員係	2 職員の服務に関すること					○●		
		3 職員の試験及び選考に関すること							○●
		4 職員の昇給、昇格及び給与に関する こと					○●		
		5 職員の勤務条件に関すること					○●		
		6 職員の保健及び福利厚生に関する こと					○●		
		7 職員の安全衛生及び健康診断に 関すること					○●		
		8 特別職の任免、委嘱、報酬等に 関すること							○●
		9 北海道市町村職員共済組合及び 北海道市町村職員福祉協会に 関すること					○●		
		10 北海道市町村職員退職手当組 合に関すること							○●
		11 職員の災害補償に関すること					○●		
		12 職員の社会保険に関すること					○●		
		13 事務分掌、行政組織機構及び スタッフ制に関すること							○●
		14 会計年度任用職員に関する こと					○●		
		15 職員の団体生命保険、財形貯 蓄等に関すること						○●	
		16 職員の所得税の源泉徴収及び 年末調整に関すること						○●	
	広報統計係	1 行政全般についての広報広聴 活動に関すること					○●		
		2 行政情報の提供及び行政の説 明責任の遂行に関すること	○●						
		3 広報誌「あつけし」の企画、 編集、発行及び配布に関す ること						○●	
		4 町のホームページの企画、 編集、調整及び配信に関す ること	○●						
		5 各種統計調査に関すること						○●	

【優先継続業務の実施時期／選挙管理委員会】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
選挙管理委員会		1 公印の管守に関する事	○●						
		2 規程の制定及び改廃に関する事					○●		
		3 文書の收受、発送及び完結に関する事					○●		
		4 予算及び経理に関する事					○●		
		5 職員の任免、服務等に関する事					○●		
		6 選挙管理委員会の会議に関する事		○●					
		7 選挙の管理執行に関する事		○●					
		8 選挙人名簿の登録、抹消、保管、縦覧等に関する事		○●					
		9 検察審査員候補者の選定に関する事					○●		
		10 最高裁判所裁判官の国民審査に関する事		○●					
		11 裁判員候補者予定者の選定に関する事					○●		

【優先継続業務の実施時期／議会事務局】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
議会事務局	総務係	1 公印の管守に関する事	○●						
		2 文書の收受、発送及び整備、保存に関する事					○●		
		3 予算及び経理に関する事					○●		
		4 議員の議員報酬、費用弁償に関する事							○●
		5 職員の任免、給与、服務、厚生に関する事					○●		
	議事係	1 議事日程及び諸般の報告に関する事					○●		
		2 委員会及び協議会に関する事					○●		
		3 議案、請願、陳情、意見書等の受理並びに取扱に関する事					○●		
		4 会議録等会議の記録に関する事					○●		
		5 傍聴人に関する事					○●		

【優先継続業務の実施時期／監査事務局】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
監査事務局	監査委員	1 例月出納検査に関すること							○
		2 経理に関すること							○

2 総合政策班（総合政策課）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	7	10	10	13	14	16	16
	森林センター	1	2	2	3	3	3	3
合 計		8	12	12	16	17	19	19
津波以外	役場庁舎	4	11	12	15	15	17	17
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	2	2	2	2
合 計		5	12	13	17	17	19	19

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 災害時の応急食料の確保、供給に関すること				○●			
2 災害予算及び決算に関すること					○●		
3 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関すること					○●		
4 災害応急対策等に要する資材、物品の購入及び経理に関すること					○●		
5 町有財産の警防及び応急対策に関すること		○●					
6 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
7 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／総合政策課】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総合政策課	ふるさと交流係	1 ふるさと納税に関すること					○●		
		2 移住及び定住に関すること				○●			
		3 地域おこし協力隊に関すること				○●			
		4 その他国際交流及び国際協力に関すること					○●		
	財政係	1 予算編成に関すること					○●		
		2 予算の執行管理に関すること					○●		
		3 資金計画及び一時借入金に関すること					○●		
		4 財務会計システムの運用に関すること					○●		

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総合政策課	契約管財係	1 入札及び契約に関すること						○●	
		2 町有財産の登記、登録、取得、管理及び処分に関すること		○●					

3 税務班（税務課）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	4	8	8	11	14	15	15
	森林センター	0	1	1	1	1	1	1
合 計		4	9	9	12	15	16	16
津波以外	役場庁舎	6	9	9	12	14	16	16
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	9	9	12	14	16	16

【災害対応業務の実施時期】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災害対応業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 一般的被害（人的被害、住宅被害、非住宅被害）の調査に関すること		○●					
2 被災者の町税等減免措置に関すること						○●	
3 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／税務課】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
税務課	課税係	1 税務関係事務の総合調整に関すること					○●		
		2 町民税、軽自動車税及び町たばこ税（以下「町民税等」という。）の賦課に関すること							○●
		3 国民健康保険税及び介護保険料の賦課に関すること							○●
		4 課税の諸証明に関すること						○●	
	資産税係	1 固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課に関すること							○●

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
税務課	資産税係	2 固定資産の評価補助及び価格の決定に関すること							○●
		3 固定資産に係る証明に関すること						○●	
		4 課税台帳の調製及び閲覧に関すること							○●
	収納係	1 納税奨励及び納税相談に関すること							○●
		2 町民税等、固定資産税等、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢医療保険料の徴収に関すること							○●
		3 町民税等、固定資産税等、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること							○●
		4 納税証明に関すること						○●	

4 観光商工班（観光商工課）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	4	5	5	6	6	7	7
	森林センター	1	1	1	2	2	2	2
合 計		5	6	6	8	8	9	9
津波以外	役場庁舎	4	6	6	8	8	9	9
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	6	6	8	8	9	9

【災害対応業務の実施時期】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災害対応業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 観光施設、商工業者の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 被災商工業者の援護及び経営指導に関すること						○●	
3 災害時の危険物の保安に関すること				○●			
4 災害時の物価対策及び生活必需物資の流通対策に関すること				○●			
5 災害時の労務供給計画及び作業員の雇い上げに関すること						○●	
6 災害時における電力の確保に関すること		○●					

第5章 非常時優先業務一覧

災 害 対 応 業 務	第1 フェーズ			第2 フェーズ	第3 フェーズ	第4 フェーズ	第5 フェーズ
	1 時間	3 時間	6 時間	24 時間	72 時間	2 週間	1 ヶ月
7 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／観光商工課】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課 名	係 名	優 先 継 続 業 務	第1 フェーズ			第2 フェーズ	第3 フェーズ	第4 フェーズ	第5 フェーズ
			1 時間	3 時間	6 時間	24 時間	72 時間	2 週間	1 ヶ月
観 光 商 工 課	観 光 係	1 観光宣伝及び観光客に関すること							○●
		2 観光施設の整備及び管理に関すること							○●
		3 自然公園施設の整備及び管理に関すること							○●
		4 子野日公園、緑のふるさと公園野営場及びピリカウタ広場の管理並びに運営に関すること							○●
		5 味覚ターミナル・コンキリエの事業推進、管理及び運営に関すること	○●						
	商 工 雇 用 係	1 中小企業の支援に関すること						○●	
		2 雇用推進に関すること						○●	
		3 労働者及び求職者の支援に関すること						○●	
		4 消費者行政に関すること							○●

第2節 救護対策部

1 救護班（町民課・湖南地区出張所・保健福祉課・各保育所・児童館）

【参集予測人数】※保健班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	29	43	44	56	60	66	66
	森林センター	3	8	10	13	13	14	14
合 計		32	51	54	69	73	80	80
津波以外	役場庁舎	4	8	9	12	12	13	13
	保健福祉総合センター	6	13	15	19	22	24	24
	その他	9	24	29	37	39	43	43
合 計		19	45	53	68	73	80	80

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 住民の避難誘導に関すること	○●						
2 自治会、駐在員等住民組織に関すること				○●			
3 被災者の救助計画及び実施に関すること		○●					
4 避難施設の設置計画及び実施に関すること	○●						
5 災害時の交通安全、防犯に関すること		○●					
6 炊き出し及び食品の供給に関すること				○●			
7 救護施設の設置計画及び実施に関すること	○●						
8 被災者の生活援護及び生活必需品の供給に関すること				○●			
9 義援金品の受付、配布に関すること					○●		
10 救助法に基づく救助物資の調達及び配分に関すること				○●			
11 リ災相談に関すること					○●		
12 厚岸町社会福祉協議会を通じたボランティア活動への支援に関すること					○●		
13 保育所児童の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること	○●						
14 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること		○●					
15 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／町民課】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町民課	窓口サービス係	1 総合案内に関すること					○●		
		2 お客さま窓口（関係課の窓口業務の連携及び調整）に関すること					○●		
		3 湖南地区出張所及び上尾幌駐在所の連絡調整に関すること		○●					
		4 戸籍及び住民基本台帳に関すること				○	●		
		5 印鑑登録及び印鑑証明に関すること				○	●		
		6 特別永住者及び中長期在留者の在留関連事務に関すること				○	●		
		7 犯罪人名簿に関すること					○●		
		8 成年被後見人、被保佐人及び破産者に関すること					○●		
		9 戸籍人口動態及び諸統計の行政資料に関すること						○●	
		10 戸籍附票の記載及び保管に関すること						○●	
		11 戸籍及び住民基本台帳情報電算事務に関すること				○●			
		12 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定による報告に関すること						○●	
		13 死体（胎）埋火葬許可に関すること		○●					
		14 火葬場使用許可に関すること		○●					
		15 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること					○●		
		16 個人番号に関すること				○●			
	自治振興係	1 地域担当職員制度に関すること							○●
		2 地区集会所、地区コミュニティセンター、生活館及び生活改善センターの管理及び運営に関すること	○●						
		3 町民の相談及び苦情処理に関すること							○●
		4 地域公共交通に関すること							○●
	保険医療係	1 国民健康保険事業の運営に関すること							○●
		2 国民健康保険被保険者の資格管理に関すること					○●		
		3 国民健康保険の保険給付に関すること							○●
		4 国民健康保険被保険者の健康増進に関すること						○●	
		5 高齢者医療事務に関すること							○●

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町民課	保険医療係	6 後期高齢者医療制度被保険者の資格管理に関する事					○●		
		7 後期高齢者医療制度の保険給付の受付及び手続に関する事							○●
		8 子ども、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する事					○●		
		9 国民年金受給権裁定請求書等に関する事						○●	
		10 国民年金に関する諸届出に関する事							○●

【優先継続業務の実施時期／湖南地区出張所】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
湖南地区出張所		1 税収納に関する事						○●	
		2 使用料、手数料及び税外収入に関する事						○●	
		3 水道料の収納に関する事						○●	
		4 個人番号に関する事				○●			
		5 住民基本台帳に関する事				○	●		
		6 戸籍の届出及び謄抄本等の交付に関する事				○	●		
		7 印鑑登録及び印鑑証明に関する事				○	●		
		8 死体（胎）埋火葬許可に関する事		○●					
		9 火葬場使用許可に関する事		○●					
		10 国民年金の資格取得、喪失及び諸届出に関する事							○●
		11 国民健康保険の資格取得、喪失及び諸届出に関する事					○●		
		12 後期高齢者医療制度の諸届出に関する事							○●
		13 子ども、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成の資格取得、喪失並びに諸届出に関する事					○●		
		14 生活保護費の支給に関する事							○●
		15 納付書又は納入通知書の再交付に関する事						○●	
		16 各課の証明及び届出に関する事						○●	

【優先継続業務の実施時期／保健福祉課】※保健班（保健福祉課）と重複

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
保健福祉課	健康推進係	1 健康の保持及び増進に関すること					○●		
		2 地域保健に関すること。							○●
		3 感染症対策に関すること				○●			
		4 母子保健及び母体保護に関すること					○●		
		5 子育て世代包括支援センターに関すること						○●	
		6 未熟児養育医療の給付に関すること						○●	
		7 予防接種に関すること						○●	
		8 食品及び栄養に関すること						○●	
		9 保健福祉総合センターの管理及び運営に関すること	○●						
		10 保健センターの管理及び運営に関すること	○●						
	地域支援係	1 行旅病人及び死亡人に関すること				○●			
		2 被災者援護に関すること					○●		
		3 生活保護及び低所得者に関すること					○●		
		4 多機能共生型地域交流センターの管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		5 老人福祉施設に関すること				○●			
		6 高齢者の介護予防及び生活支援事業に関すること							○●
		7 成年後見制度に関すること							○●
		8 地域包括支援センターの管理及び運営に関すること					○●		
		9 指定介護予防支援事業所の管理及び運営に関すること							○●
	子育て・障がい福祉係	1 母子、父子及び寡婦福祉資金に関すること						○●	
		2 母子相談に関すること					○●		
		3 児童手当に関すること						○●	
		4 児童扶養手当に関すること						○●	
		5 保育所の管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		6 保育所の入退所に関すること				○	●		
		7 子どものための教育・保育給付に関すること							○●
		8 児童福祉施設の給食及び栄養管理に関すること			○	●			
		9 児童館の管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
	子育て・障がい福祉係	10 子育て支援センターの管理及び運営の総合調整に関する事			○	●			
		11 要保護児童に関する事						○●	
		12 障がい者（児）の各種の給付及び助成に関する事							○●
		13 障害支援区分等審査会に関する事							○●
		14 障害者手帳及び障がいに伴う各種の手当の申請に関する事						○●	
		15 障がい者（児）の相談及び生活支援に関する事					○●		
		16 自立支援医療に関する事						○●	
		17 難病対策に関する事							○●
		18 子ども発達支援センターに関する事							○●
		19 障がい者虐待及び防止に関する事						○●	
	介護保険係	1 介護保険被保険者の資格管理に関する事					○●		
		2 介護保険給付に関する事							○●
		3 介護保険要介護認定及び要支援認定に関する事						○●	
		4 介護サービス事業者に対する苦情相談に関する事							○●
		5 地域支援事業第1号事業支給費の支給に関する事							○●
		6 地域支援事業第1号事業サービス事業者の指定監督業務に関する事							○●
		7 指定居宅介護支援事業者の指定監督業務に関する事							○●

2 保健班（保健福祉課）

【参集予測人数】※救護班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	24	35	36	46	50	55	55
	森林センター	2	6	8	10	10	11	11
合 計		26	41	44	56	60	66	66
津波以外	役場庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	保健福祉総合センター	6	13	15	19	22	24	24
	その他	8	23	28	36	38	42	42
合 計		14	36	43	55	60	66	66

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 行方不明者の捜索に関すること				○●			
2 日赤救助機関との連絡調整に関すること				○●			
3 釧路総合振興局保健環境部保健行政室及び医療機関等との連絡整備に関すること		○●					
4 災害時の医療及び助産に関すること		○●					
5 災害時の衣料品その他衛生資材の確保及び供給に関すること				○●			
6 被災者の健康管理指導に関すること				○●			
7 災害時要支援者に関すること		○●					
8 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／保健福祉課】※救護班（保健福祉課）と重複

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
保健福祉課	健康推進係	1 健康の保持及び増進に関すること					○●		
		2 地域保健に関すること。							○●
		3 感染症対策に関すること				○●			
		4 母子保健及び母体保護に関すること					○●		
		5 子育て世代包括支援センターに関すること						○●	
		6 未熟児養育医療の給付に関すること						○●	
		7 予防接種に関すること						○●	
		8 食品及び栄養に関すること						○●	
		9 保健福祉総合センターの管理及び運	○●						

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
		営に関すること							
保健福祉課	健康推進係	10 保健センターの管理及び運営に関すること	○●						
	地域支援係	1 行旅病人及び死亡人に関すること				○●			
		2 被災者援護に関すること					○●		
		3 生活保護及び低所得者に関すること					○●		
		4 多機能共生型地域交流センターの管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		5 老人福祉施設に関すること				○●			
		6 高齢者の介護予防及び生活支援事業に関すること							○●
		7 成年後見制度に関すること							○●
		8 地域包括支援センターの管理及び運営に関すること					○●		
		9 指定介護予防支援事業所の管理及び運営に関すること							○●
	子育て・障がい福祉係	1 母子、父子及び寡婦福祉資金に関すること						○●	
		2 母子相談に関すること					○●		
		3 児童手当に関すること						○●	
		4 児童扶養手当に関すること						○●	
		5 保育所の管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		6 保育所の入退所に関すること				○	●		
		7 子どものための教育・保育給付に関すること							○●
		8 児童福祉施設の給食及び栄養管理に関すること			○	●			
		9 児童館の管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		10 子育て支援センターの管理及び運営の総合調整に関すること			○	●			
		11 要保護児童に関すること						○●	
		12 障がい者（児）の各種の給付及び助成に関すること							○●
		13 障害支援区分等審査会に関すること							○●
		14 障害者手帳及び障がいに伴う各種の手当の申請に関すること						○●	
		15 障がい者（児）の相談及び生活支援に関すること					○●		
		16 自立支援医療に関すること						○●	

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
保健福祉課	子育て・障がい福祉係	17 難病対策に関すること							○●
		18 子ども発達支援センターに関すること							○●
		19 障がい者虐待及び防止に関すること						○●	
	介護保険係	1 介護保険被保険者の資格管理に関すること					○●		
		2 介護保険給付に関すること							○●
		3 介護保険要介護認定及び要支援認定に関すること						○●	
		4 介護サービス事業者に対する苦情相談に関すること							○●
		5 地域支援事業第1号事業支給費の支給に関すること							○●
		6 地域支援事業第1号事業サービス事業者の指定監督業務に関すること							○●
		7 指定居宅介護支援事業者の指定監督業務に関すること							○●

3 環境班（環境林務課・水鳥観察館）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	4	7	9	11	11	12	12
	森林センター	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	7	9	11	11	12	12
津波以外	役場庁舎	2	5	7	9	9	10	10
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	2	2	2	2
合 計		2	5	8	11	11	12	12

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 遺体の火葬に関すること				○●			
2 災害時の防疫及び被災地の環境衛生保持に関すること			○●				
3 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること					○●		
4 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること		○		●			
5 林業施設及び林産物の被害調査及び応急対策等に関すること		○	●				
6 林業被害の復旧対策に関すること					○●		
7 被災林野及び林産物の防疫に関すること					○●		
8 町有林の被害調査及び応急対策に関すること		○		●			
9 山火事予消防に関すること		○●					
10 林野関係機関との連絡調整に関すること				○●			
11 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／環境林務課】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
環境林務課	環境衛生係	1 環境の調査、研究及び指導に関すること						○●	
		2 環境苦情に係る調整、相談等に関すること					○●		
		3 特定施設等の届出及び指導に関すること						○●	

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
環境林務課	環境衛生係	4 墓地及び火葬場に関すること				○●			
		5 畜犬登録事務に関すること						○●	
		6 畜犬取締り及び野犬掃とうに関する こと						○●	
		7 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号)で規定 する犬及び猫の引取り並びに負傷動 物に関すること				○●			
		8 エキノコックス症媒介動物対策に関 すること						○●	
	廃棄物対策係	1 廃棄物対策に係る総合的施策の企画 及び調整に関すること						○●	
		2 廃棄物処理計画に関すること				○●			
		3 廃棄物の適正処理に関すること				○●			
		4 不法投棄及び不法焼却の防止に関す ること				○●			
		5 廃棄物の収集運搬に関すること			○●				
		6 廃棄物処理手数料に関すること						○● (減免)	
		7 一般廃棄物処理業の許可及び指導に 関すること				○●			
		8 浄化槽に関すること				○●			
		9 廃棄物の収集運搬委託業者に関す ること			○●				
		10 廃棄物処理施設の運転委託業者に 関すること			○●				
		11 ごみ処理場の管理及び運営に関す ること				○●			
		12 MICS施設の管理及び運営に関す ること				○●			
	林政係	1 治山事業に関すること				○●			
		2 林地開発行為に関すること					○●		
		3 林道に関すること					○●		
		4 林業用施設災害復旧に関すること				○●			
		5 木工センターの管理及び運営に関す ること					○●		
		6 緑のふるさと公園(愛冠野営場を除 く。)の管理及び運営に関すること					○●		

【優先継続業務の実施時期／水鳥観察館】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水鳥観察館		1 水鳥観察館の維持管理及び運営に関すること		○	●				
		2 別寒辺牛湿原自然観察施設に関すること						○●	

第3節 産業対策部

1 農業班（水産農政課・きのこ菌床センター・町営牧場・農業委員会）

【参集予測人数】※水産班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	9	16	24	32	33	36	36
	森林センター	1	9	9	12	12	13	13
合 計		10	25	33	44	45	49	49
津波以外	役場庁舎	4	7	7	9	10	11	11
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	10	25	32	34	38	38
合 計		10	17	32	41	44	49	49

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 農業施設及び農作物等の被害調査及び応急対策等に関する事		○●					
2 農地及び農業施設の復旧対策に関する事						○●	
3 被災農家の援護に関する事						○●	
4 農作物の防疫に関する事					○●		
5 農業協同組合等との連絡調整に関する事		○●					
6 家畜の被害調査及び応急対策に関する事		○●					
7 家畜の防疫及び衛生に関する事					○●		
8 その他農業災害に関し各班に属さないこと							○●
9 土地改良事業等の被害調査及び復旧に関する事		○●					
10 他部班の応援に関する事	○●						

【優先継続業務の実施時期／水産農政課】※水産班と重複

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	水産係	1 漁港整備計画及び管理に関する事					○●		
		2 漁港及び漁業環境の整備に関する事					○●		
		3 海運局所管に係る委任事務に関する事						○●	
		4 公有水面の埋立許認可事務に関する事						○●	

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	水産係	5 海岸保全に関すること					○●		
		6 漁船廃油等処理に関すること					○●		
		7 漁業、水産加工等水産の振興及び普及に関すること						○●	
		8 漁場の改良及び造成に関すること						○●	
		9 水産物の処理、加工、流通及び振興に関すること						○●	
		10 水産業団体に関すること							○●
		11 沿岸漁業の環境調査及び保全に関すること						○●	
		12 漁村センターの管理及び運営に関すること		○●					
		13 さけ・ますふ化場の管理及び運営に関すること						○●	
		14 釧路管内水産種苗センターの管理及び運営に関すること		○●					
		15 漁港休憩施設・漁港関連施設の管理に関すること		○●					
		16 水産動物、海獣等に関すること							○●
	農政係	1 農畜産業振興及び計画に関すること					○●		
		2 農業振興地域の整備に関すること						○●	
		3 農業改良普及に関すること						○●	
		4 自給飼料の振興に関すること						○●	
		5 農業関係制度資金及び負債対策に関すること					○●		
		6 農業関係団体に関すること							○●
		7 農村景観及び環境保全型農業の振興に関すること						○●	
		8 土地改良事業に係る農道整備に関すること						○●	
		9 防衛施設周辺整備事業のうち、農業用施設整備に関すること						○●	
		10 山村振興等農林漁業特別対策事業のうち、農業用施設整備に関すること						○●	
		11 きのこ菌床センターに関すること						○●	
		12 きのこ産業振興の総合調整に関すること						○●	
		13 土地改良事業に係る総合整備事業に関すること						○●	
		14 農用地開発事業に関すること						○●	
		15 農業構造改善事業に関すること						○●	

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	農政係	16 町営牧場の施設整備（維持管理を除く。）に関する事						○●	
		17 農地防災安全に関する事		○●					
		18 農業農村活性化施設の管理及び運営に関する事		○●					
		19 太田活性化施設の管理及び運営に関する事	○●						
		20 土地改良事業関係団体に関する事							○●

【優先継続業務の実施時期／きのこ菌床センター】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
きのこ菌床センター		1 センターの運営管理に関する事					○●		
		2 原材料の保管に関する事						○●	
		3 きのこ菌床の製造及び販売に関する事						○●	
		4 車両及び殺菌釜等の運行管理に関する事		○●					

【優先継続業務の実施時期／町営牧場】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町営牧場		1 職員等の服務に関する事					○●		
		2 予算及び企画の調整に関する事					○●		
		3 牧場日誌に関する事							○●
		4 作業員の雇用に関する事							○●
		5 預託牛の入退牧事務に関する事					○●		
		6 所管税外収入の賦課、調定、収納に関する事						○●	
		7 看視舎の管理に関する事				○●			
		8 牧草等の販売に関する事							○●
		9 施設、資産、備品等の台帳整備に関する事							○●
		10 施設の運用保全、改良に関する事							○●
		11 人工授精に関する事						○●	
		12 預託牛の調査及び入退牧に関する事					○●		

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町営牧場		13 家畜の飼養管理に関すること		○●					
		14 家畜の防疫及び事故防止に関すること		○●					
		15 車両等の運行及び管理に関すること		○●					
		16 草地の維持管理に関すること						○●	
		17 牧草の収穫、調整及び収納に関すること						○●	
		18 基地内施設の管理に関すること		○●					
		19 堆肥センターの維持管理及び堆肥製造に関すること						○●	
		20 有機資源の受入に関すること							○●

【優先継続業務の実施時期／農業委員会】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
農業委員会	総務係	1 経理（予算、補助金）に関すること					○●		
		2 会議に関すること				○●			
		3 建議・諮問に関すること					○●		
		4 登記・訴訟に関すること					○●		
		5 各種団体との連絡に関すること		○●					
	農地係	1 土地利用調整、管理に関すること				○●			
		2 自作農創設、小作地、転用に関すること					○●		
		3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による事務				○●			

2 水産班（水産農政課・カキ種苗センター）

【参集予測人数】※農業班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	9	16	24	32	33	36	36
	森林センター	1	9	9	12	12	13	13
合 計		10	25	33	44	45	49	49
津波以外	役場庁舎	4	7	7	9	10	11	11
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	10	25	32	34	38	38
合 計		10	17	32	41	44	49	49

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 船舶の緊急避難対策に関する事	○●						
2 海難救助対策に関する事	○●						
3 水門閉鎖対策に関する事	○●						
4 漁業協同組合等との連絡調整に関する事		○●					
5 漁業用資材の確保、配分に関する事						○●	
6 被災漁家等の調査援護及び経営指導に関する事						○●	
7 水産物、漁船、漁港等水産施設の被害調査及び応急対策に関する事		○●					
8 海岸の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事		○●					
9 他部班の応援に関する事	○●						

【優先継続業務の実施時期／水産農政課】※農業班と重複

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	水産係	1 漁港整備計画及び管理に関する事					○●		
		2 漁港及び漁業環境の整備に関する事					○●		
		3 海運局所管に係る委任事務に関する事						○●	
		4 公有水面の埋立許認可事務に関する事						○●	
		5 海岸保全に関する事					○●		
		6 漁船廃油等処理に関する事					○●		

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	水産係	7 漁業、水産加工等水産の振興及び普及に関すること						○●	
		8 漁場の改良及び造成に関すること						○●	
		9 水産物の処理、加工、流通及び振興に関すること						○●	
		10 水産業団体に関すること							○●
		11 沿岸漁業の環境調査及び保全に関すること						○●	
		12 漁村センターの管理及び運営に関すること		○●					
		13 さけ・ますふ化場の管理及び運営に関すること						○●	
		14 釧路管内水産種苗センターの管理及び運営に関すること		○●					
		15 漁港休憩施設・漁港関連施設の管理に関すること		○●					
		16 水産動物、海獣等に関すること							○●
	農政係	1 農畜産業振興及び計画に関すること					○●		
		2 農業振興地域の整備に関すること						○●	
		3 農業改良普及に関すること						○●	
		4 自給飼料の振興に関すること						○●	
		5 農業関係制度資金及び負債対策に関すること					○●		
		6 農業関係団体に関すること							○●
		7 農村景観及び環境保全型農業の振興に関すること						○●	
		8 土地改良事業に係る農道整備に関すること						○●	
		9 防衛施設周辺整備事業のうち、農業用施設整備に関すること						○●	
		10 山村振興等農林漁業特別対策事業のうち、農業用施設整備に関すること						○●	
		11 きのか菌床センターに関すること						○●	
		12 きのか産業振興の総合調整に関すること						○●	
		13 土地改良事業に係る総合整備事業に関すること						○●	
		14 農用地開発事業に関すること						○●	
		15 農業構造改善事業に関すること						○●	
		16 町営牧場の施設整備（維持管理を除く。）に関すること						○●	
		17 農地防災安全に関すること		○●					

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水産農政課	農政係	18 農業農村活性化施設の管理及び運営に関すること		○●					
		19 太田活性化施設の管理及び運営に関すること	○●						
		20 土地改良事業関係団体に関すること							○●

【優先継続業務の実施時期／カキ種苗センター】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
カキ種苗センター		1 職員等の服務に関すること					○●		
		2 予算、決算及び事業の調整に関すること					○●		
		3 センターの運営管理に関すること		○		●			
		4 カキ種苗及び水産餌料用微小藻類（以下「餌料」という。）の生産及び販売に関すること		○		●			
		5 カキ種苗及び餌料の販売代金等の調定及び収納事務に関すること						○●	
		6 カキ養殖に係る技術の指導及び普及に関すること						○●	
		7 水産増養殖に係る調査・研究に関すること				○	●		
		8 運営日誌に関すること							○●
		9 車両の運行管理に関すること		○●					

第4節 土木対策部

1 管理班（建設課）

【参集予測人数】※土木・施設班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	8	11	11	14	17	19	19
	森林センター	0	2	3	4	4	4	4
合 計		8	13	14	18	21	23	23
津波以外	役場庁舎	6	13	14	18	21	23	23
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	13	14	18	21	23	23

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 建築物の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 被災予想地域における建築制限に関すること							○●
3 災害時の建築用材の需給計画に関すること						○●	
4 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること							○●
5 応急仮設住宅の設置に関すること						○●	
6 避難収容施設及び住宅の応急修理に関すること						○●	
7 被災地の住宅建築指導に関すること						○●	
8 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／建設課】※土木・施設班と重複

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設課	管理維持係	1 道路、橋梁、河川及び公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びくらしの交流広場）の維持管理に関すること			○●				
		2 街路灯に関すること			○●				
		3 公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びくらしの交流広場）の占用に関すること						○●	

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設課	管理維持係	4 道路占用並びに河川及び堤防敷地の使用に関すること						○●	
		5 地すべり及び急傾斜防止対策に関すること			○●				
		6 所掌工事等に係る資材等の管理に関すること				○●			
		7 庁用車両の損害保険及び事故処理に関すること					○●		
		8 車庫及び車両詰所の管理に関すること					○●		
		9 町営住宅の管理及び入居者選考に関すること			○●				
		10 福祉住宅の管理及び入居者選考に関すること			○●				
		11 きのか菌床栽培新規着業者住宅の管理及び運営に関すること			○●				
		12 職員住宅の管理（入退居及び住宅料の賦課徴収に関するものを除く。）に関すること			○●				
		13 町営住宅使用料等所管税外収入の賦課、調定及び収納に関すること						○●	
	用地地籍係	1 用地、地籍及び土地境界に関すること							○
	土木都市計画係	1 公共土木施設、都市災害及び農業用施設災害復旧工事に関すること			○	●			
		2 道路、橋梁、河川及び公共土木施設災害復旧事業に係る支障物件及び用地処理に関すること						○●	
	建築係	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築指導に関すること							○●
		2 建築確認申請の事務に関すること							○●
		3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の設計審査及び検査に関すること							○●
		4 建築防災に関すること						○●	
		5 空き家等の管理指導、改修支援等に関すること							○●

2 土木・施設班（建設課）

【参集予測人数】※管理班と重複

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	8	11	11	14	17	19	19
	森林センター	0	2	3	4	4	4	4
合 計		8	13	14	18	21	23	23
津波以外	役場庁舎	6	13	14	18	21	23	23
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	13	14	18	21	23	23

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策に関する事		○●					
2 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関する事		○●					
3 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事		○●					
4 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事		○●					
5 災害時における土木建設用機械等の確認及び運行に関する事				○●			
6 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事				○●			
7 災害応急資材（土木作業）の確保、輸送及び配分に関する事				○●			
8 除雪に関する事		○●					
9 水防技術の指導に関する事		○●					
10 他部班の応援に関する事	○●						

【優先継続業務の実施時期／建設課】※管理班と重複

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設課	管理維持係	1 道路、橋梁、河川及び公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びくらしの交流広場）の維持管理に関する事			○●				
		2 街路灯に関する事			○●				

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設課	管理維持係	3 公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びびくらの交流広場）の占有に関すること						○●	
		4 道路占有並びに河川及び堤防敷地の使用に関すること						○●	
		5 地すべり及び急傾斜防止対策に関すること			○●				
		6 所掌工事等に係る資材等の管理に関すること				○●			
		7 庁用車両の損害保険及び事故処理に関すること					○●		
		8 車庫及び車両詰所の管理に関すること					○●		
		9 町営住宅の管理及び入居者選考に関すること			○●				
		10 福祉住宅の管理及び入居者選考に関すること			○●				
		11 きのか園床栽培新規着業者住宅の管理及び運営に関すること			○●				
		12 職員住宅の管理（入退居及び住宅料の賦課徴収に関することを除く。）に関すること			○●				
		13 町営住宅使用料等所管税外収入の賦課、調定及び収納に関すること						○●	
	用地地籍係	1 用地、地籍及び土地境界に関すること							○
	土木都市計画係	1 公共土木施設、都市災害及び農業用施設災害復旧工事に関すること			○	●			
		2 道路、橋梁、河川及び公共土木施設災害復旧事業に係る支障物件及び用地処理に関すること						○●	
	建築係	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築指導に関すること							○●
		2 建築確認申請の事務に関すること							○●
		3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の設計審査及び検査に関すること							○●
		4 建築防災に関すること						○●	
		5 空き家等の管理指導、改修支援等に関すること							○●

第5節 水道対策部

1 水道班（水道課）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	4	6	6	8	8	9	9
	森林センター	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	6	6	8	8	9	9
津波以外	役場庁舎	3	6	6	8	8	9	9
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	6	6	8	8	9	9

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 水道施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 災害時における非常応急給水に関すること		○●					
3 被災地の水運料金の減免等に関すること						○●	
4 下水道施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
5 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／水道課】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課 名	係 名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水道課	業務係	1 水道事業及び下水道事業に係る条例、規則及び規程等に関すること					○●		
		2 職員の進退、身分及び服務に関すること					○●		
		3 職員の給与、研修及び福利厚生に関すること					○●		
		4 水道事業及び下水道事業の財政計画、予算及び決算に関すること					○●		
		5 物品の調達に関すること						○●	
		6 広報に関すること						○●	
		7 公印の管理に関すること	○●						

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水道課	業務係	8 使用量及び汚水量の計量及び認定に関すること						○●	
		9 水道料金（その他収入を含む。）、下水道受益者負担金及び下水道使用料等の徴収及び収納に関すること						○●	
		10 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び現金の保管に関すること					○●		
		11 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること					○●		
		12 計理状況報告に関すること						○●	
		13 資金計画に関すること					○●		
		14 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること					○●		
		15 情報化に関すること						○●	
		16 指定給水装置工事事業者の指定及び取消しに関すること						○●	
		17 給水装置工事及び自家用水道衛生対策設備工事補助金に関すること						○●	
		18 排水設備等指定工事店の認可及び責任技術者の登録に関すること						○●	
		19 水洗化等改造工事資金貸付及び水洗化等改造工事補助金に関すること						○●	
		20 寄付の受納事務に関すること					○●		
		21 文書の收受、発送及び完結に関すること					○●		
	水道施設係	1 水道施設の調査設計及び計画に関すること				○●			
		2 水道水の供給及び水質に関すること			○●				
		3 水道施設の維持管理に関すること			○●				
		4 給水装置工事及び自家用水道衛生対策設備工事に関すること			○●				
		5 工事台帳の整備に関すること						○●	
		6 給水装置工事の設計及び工事受託に関すること						○●	
		7 水道施設財産の取得及び管理に関すること							○●
		8 指定給水装置工事事業者の技術指導に関すること							○●
		9 飲用井戸等の調査及び連絡調整に関すること							○●

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
水道課		10 水道施設の資材及び物品の管理及び調達に関する事		○●					
	下水道施設係	1 下水道事業の計画に関する事				○●			
		2 下水道施設の工事及び下水道管渠の維持管理に関する事			○●				
		3 都市下水路に関する事						○●	
		4 排水設備等工事に関する事			○●				
		5 排水設備等指定工事店の技術指導に関する事							○●
		6 下水道台帳の整備に関する事						○●	
		7 指定設備並びに除外施設の届出の受理、審査及び指導に関する事							○●
		8 下水道の財産の取得及び管理に関する事							○●
	終末処理場	1 処理場施設及びポンプ場等の維持管理、運転に関する事			○●				
		2 処理場に係る業務委託に関する事						○●	
		3 下水道に係る水質及び汚泥に関する事			○●				
		4 所管税外収入の徴収に関する事						○●	

第6節 教育対策部

1 管理班（管理課・指導室）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	8	16	18	23	23	26	26
	森林センター	3	9	9	12	12	13	13
合 計		11	25	27	35	35	39	39
津波以外	役場庁舎	3	6	6	8	8	9	9
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	16	19	24	27	30	30
合 計		9	22	25	32	35	39	39

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 災害時の応急教育に関すること						○●	
3 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること	○●						
4 被災児童・生徒に対する学用品・教科用図書等の給与に関すること。						○●	
5 被災学校の医療及び防疫等に関すること						○●	
6 災害時の学校経営指導に関すること						○●	
7 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／管理課】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
管理課	総務係	1 教育委員会の会議に関すること						○●	
		2 事務局、学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の任免、給与、服務、分限その他人事及び給与、服務に関すること					○●		
		3 公職者の任免に関すること					○●		
		4 教育予算の総括に関すること					○●		
		5 学校予算の配当に関すること					○●		

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
管理課	総務係	6 教育委員会規則、訓令等の制定又は改廃に関する事					○●		
		7 議会の議決を得なければならない事件に関する事					○●		
		8 奨学基金事業に関する事							○●
		9 奨学審議会に関する事							○●
		10 教育計画の策定に関する事							○●
		11 請願及び陳情に関する事							○●
		12 公告式、指令、許可（施設、設備等使用許可を除く。）に関する事						○●	
		13 公印の管守に関する事	○●						
		14 教育行政の広報、広聴及び相談に関する事						○●	
		15 調査及び統計に関する事						○●	
		16 町、町議会、委員会の共同組織等渉外に関する事							○●
		17 各課との総合調整に関する事				○●			
		18 組織機構に関する事							○●
		19 校長、教頭会議に関する事					○●		
		20 文書の收受及び完結に関する事					○●		
		21 所管税外収入の調定、収納に関する事						○●	
	学校教育係	1 教職員の任免その他人事に関する事					○●		
		2 教職員の給与に関する事					○●		
		3 教職員の服務に関する事					○●		
		4 教職員の厚生及び福利に関する事					○●		
		5 教職員の免許状に関する事					○●		
		6 学級編成に関する事					○●		
		7 教科用図書の取扱いに関する事						○●	
		8 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童の入学、転学及び退学に関する事						○●	
		9 就学援助に関する事						○●	
		10 学校図書館に関する事							○●
		11 教育研究所の連絡調整に関する事							○●
		12 学校保健及び安全に関する事						○●	
		13 特別支援教育に関する事						○●	
		14 日本スポーツ振興センターに関する事						○●	
		15 私立幼稚園就園奨励に関する事							○●

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
管理課	学校教育係	16 通学区域に関する事						○●	
		17 学校の設置、管理及び廃止に関する事						○●	
		18 学校施設の整備、管理及び営繕に関する事			○●				
		19 教職員住宅の整備、管理及び営繕に関する事			○●				
		20 学校の環境整備に関する事						○●	
		21 スクールバスの運行に関する事				○●			
		22 通学費補助に関する事						○●	
		23 学校林に関する事							○●
		24 所管税外収入の賦課、調定、収納に関する事						○●	

【優先継続業務の実施時期／指導課】 ○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
指導室	指導係	1 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事						○●	
		2 教職員の研修に関する事							○●
		3 外国語指導助手に関する事							○●

2 給食班（学校給食センター）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	8	16	18	23	23	26	26
	森林センター	3	9	9	12	12	13	13
合 計		11	25	27	35	35	39	39
津波以外	役場庁舎	3	6	6	8	8	9	9
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	16	19	24	27	30	30
合 計		9	22	25	32	35	39	39

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 災害時における学校給食の確保に関すること						○●	
2 共同給食調理場施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					

【優先継続業務の実施時期／学校給食センター】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
学校給食センター		1 給食センターの管理運営に関すること					○●		
		2 厚岸町学校給食センター運営委員会に関すること							○●
		3 学校給食費の援助に関すること							○●
		4 職員の福利厚生、保健管理に関すること					○●		
		5 給食センターの衛生管理に関すること					○●		
		6 経理その他一般事務に関すること							○●
		7 統計資料の作成に関すること							○●
		8 給食の献立作成及び学校巡回指導に関すること						○●	
		9 調理、栄養及び衛生の指導に関すること						○●	
		10 給食物資の調達に関すること						○●	
		11 給食の調理に関すること						○●	
		12 給食材料の受払及び保管に関すること						○●	

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
センター	学校給食	13 給食の供給及び配送に関すること						○●	
		14 ボイラー、調理機器等の点検整備に関すること						○●	

3 生涯学習班（生涯学習課・海事記念館・情報館）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	7	8	10	13	13	14	14
	森林センター	1	4	4	5	5	5	5
合 計		8	12	14	18	18	19	19
津波以外	役場庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	8	12	13	17	17	19	19
合 計		8	12	13	17	17	19	19

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災害対応業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関すること		○●					
3 社会教育施設入場者の避難誘導に関すること	○●						
4 文化財等の保護及び応急対策等に関すること		○●					
5 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／生涯学習課（生涯学習係）】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
生涯学習課	生涯学習係	1 生涯学習推進に係る連絡調整に関すること						○●	
		2 生涯学習推進関連事業の企画及び実践に関すること						○●	
		3 生涯学習相談に関すること							○●
		4 生涯学習指導者に関すること							○●

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
生涯学習課	生涯学習係	5 講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事							○●
		6 社会教育資料の発行、配付に関する事							○●
		7 青少年の健全育成に関する事							○●
		8 芸術、文化の振興に関する事							○●

【優先継続業務の実施時期／海事記念館】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
海事記念館	管理係	1 海事及び科学教育に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム等の資料（以下「記念館資料」という。）の収集、整理、保管、調査研究及び展示に関する事							○●
		2 記念館の維持管理及び運営に関する事						○●	

【優先継続業務の実施時期／情報館】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
情報館		1 情報館及び情報館分館の維持、管理、運営及び事業計画に関する事						○●	
		2 情報館資料の選択、整理、保存及び利用に関する事							○●
		3 参考業務（レファレンス）に関する事							○●
		4 生活情報、学習情報の提供に関する事							○●
		5 館報その他読書資料の発行に関する事							○●
		6 学校、公民館、関係研究機関及び他の図書館等と緊密に連絡し、協力する事							○●
		7 文書の收受、発送、保管及び公印の管理に関する事	○● (公印)				○●		

4 体育施設班（スポーツ課）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	3	6	6	7	8	9	9
	森林センター	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	6	6	7	8	9	9
津波以外	役場庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	6	6	7	8	9	9
合 計		1	6	6	7	8	9	9

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 体育施設の被害調査及び復旧対策に関すること		○●					
2 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関すること		○●					
3 体育施設入場者の避難誘導に関すること	○●						
4 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／スポーツ課（スポーツ係）】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
スポーツ課	スポーツ係	1 体育関係団体に関すること					○●		
		2 スポーツ振興助成に関すること						○●	
		3 宮園公園の管理及び占有に関すること						○●	
		4 学校体育施設の開放事業に関すること				○●			

第7節 医療対策部

1 医療班（町立厚岸病院）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	29	43	46	59	70	78	78
	森林センター	3	8	11	14	14	16	16
合 計		32	51	57	73	84	94	94
津波以外	役場庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	30	50	56	72	85	94	94
合 計		30	50	56	72	85	94	94

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1	災害時における医療救護に関すること		○●					
2	医療救護に必要な医療品、衛生資材の確保に関すること		○●					
3	医療班の編成及び巡回診療に関すること		○●					
4	医療救護所の運営に関すること		○●					
5	医療対策部の設置における医療班の編成及び運営に関すること	○●						
6	医療施設の警防及び復旧対策に関すること				○●			
7	医療班の出動等、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関すること		○●					
8	その他医療活動の実施に伴う事務に関すること						○●	
9	他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／町立厚岸病院】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町立厚岸病院	総務係	1 公印の保管に関すること	○●						
		2 電話交換業務に関すること		○					
	管理係	1 財産管理に関すること		○					
		2 衛生材料、その他物品の購入、保管、出納に関すること			○				

第5章 非常時優先業務一覧

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
町立厚岸病院	管理係	3 機械設備等の保守及び修繕に関する こと		○●					
		4 ボイラー、電気、ガス、酸素に関する こと		○●					
		5 院舎及び院舎構内の清掃、保安、警 備に関すること		○●					
		6 医療廃棄物等汚物処理に関すること		○●					
	医事係	1 患者の受付及び入退院の事務に関する こと		○●					

第8節 出納対策部

1 出納班（出納室）

【参集予測人数】

		第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
津波	消防庁舎	1	2	2	3	3	3	3
	森林センター	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	2	2	3	3	3	3
津波以外	役場庁舎	1	2	2	3	3	3	3
	保健福祉総合センター	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	2	2	3	3	3	3

【災害対応業務の実施時期】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

災 害 対 応 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
1 災害時における出納事務に関すること					○●		
2 他部班の応援に関すること	○●						

【優先継続業務の実施時期／出納室】○…役場庁舎 ●…消防庁舎

課名	係名	優 先 継 続 業 務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
出納室	出納係	1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び現金の保管に関すること					○●		
		2 小切手の振出しに関すること					○●		
		3 支出負担行為に係る確認に関すること					○●		
		4 物品の出納及び保管に関すること				○			●
		5 出納室所管に係る公印の保管に関すること	○●						
		6 所管税外収入の調定、収納に関すること						○●	

第6章 資 料

第1節 防災関係機関一覧

1 厚岸町（役場・主要施設）

名 称	所 在 地	電話番号
厚岸町役場	厚岸郡厚岸町真栄 3-1	0153-52-3131
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	厚岸郡厚岸町住の江 2-2	0153-52-4139
厚岸町保健福祉総合センター	厚岸郡厚岸町住の江 1-2	0153-53-3333
地域包括支援センター	厚岸郡厚岸町住の江 1-2	0153-52-4140
水鳥観察館	厚岸郡厚岸町サンヌシ 66	0153-52-5988
管理維持詰所	厚岸郡厚岸町宮園 4-1	0153-52-7492
湖南地区出張所	厚岸郡厚岸町梅香 2-1	0153-52-2175
カキ種苗センター	厚岸郡厚岸町若竹 1-1	0153-53-2321
町営牧場	厚岸郡厚岸町大別 1	0153-53-2045
きのこ菌床センター	厚岸郡厚岸町上尾幌 3	0153-57-2336
学校給食センター	厚岸郡厚岸町白浜 3-1	0153-53-2065
生涯学習課	厚岸郡厚岸町真栄 2-1	0153-67-7700
海事記念館	厚岸郡厚岸町真栄 3-4	0153-52-4040
厚岸情報館	厚岸郡厚岸町宮園 1-1	0153-52-2246
海洋センター（スポーツ課）	厚岸郡厚岸町宮園 3-1	0153-52-3841
温水プール	厚岸郡厚岸町湾月 1-1	0153-52-6631
町立厚岸病院	厚岸郡厚岸町住の江 1-1	0153-52-3145
森林センター	厚岸郡厚岸町愛冠 5	0153-52-6823

2 釧路東部消防組合（消防署・消防団）

名 称	所 在 地	電話番号
釧路東部消防組合消防本部・厚岸消防署	厚岸郡厚岸町宮園 2-414-2	0153-52-5111
厚岸消防団		
第一分団	厚岸郡厚岸町松葉 4-1	0153-52-2029
第二分団	厚岸郡厚岸町宮園 2-414-2	0153-52-5111
第二分団尾幌部	厚岸郡厚岸町尾幌 92	0153-56-2017
第三分団	厚岸郡厚岸町上尾幌 68	0153-57-2224
第四分団	厚岸郡厚岸町太田 5の通り 18-2	0153-52-5424

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
北海道地方非常通信協議会 (北海道総合通信局 無線通信部 陸上課)	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線 4651)
北海道財務局 釧路財務事務所	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-32-0701
北海道厚生局 総務課	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線 (3911)
北海道労働局 釧路労働基準監督署	釧路市柏木町 2-12	0154-42-9711
北海道労働局 釧路公共職業安定所	釧路市富士見 3-2-3	0154-41-1204
北海道農政事務所 釧路地域拠点	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	釧路市千歳町 6-11	0154-41-7126
根釧西部森林管理署上尾幌森林事務所	厚岸郡厚岸町上尾幌	0153-57-2211
北海道経済産業局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1773
北海道産業保安監督部 釧路産業保安監督署	釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3210
北海道開発局釧路開発建設部 防災対策官	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-24-7364
釧路道路事務所	釧路町貝塚 3-3-1 5	0154-41-8101
根室道路事務所	根室市敷島町 1-5	0153-24-4188
釧路港湾事務所	釧路市西港 1	0154-51-4381
北海道運輸局釧路運輸支局	釧路市鳥取大通 6-2-13	0154-51-2522
東京航空局釧路空港事務所	釧路市鶴丘 2-260	0123-23-4101
北海道地方測量部	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
釧路地方气象台 防災管理官	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5146
釧路海上保安部 警備救難課	釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3283
第一管区海上保安本部 釧路航空基地 飛行科	釧路市鶴丘 2	0154-57-4118
北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-32-7500
北海道防衛局 地方調整課	札幌市中央区大通西 12 札幌第3合同庁舎	011-272-7571 内線 (2443)

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第27普通科連隊第2中隊第3科	釧路町別保 112 釧路駐屯地	0154-40-2011

5 北海道

名 称	所 在 地	電話番号
北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課	釧路市浦見 2-2-54	0154-43-9144
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	釧路市双葉町 6-10	0154-23-6111
厚岸出張所	厚岸郡厚岸町宮園 3-140	0153-52-3615
北海道釧路総合振興局保健環境部 保健行政室（釧路保健所）	釧路市城山 2-4-22	0154-22-1233
北海道釧路総合振興局森林室	厚岸郡厚岸町梅香 1-8	0153-52-2165
北海道釧路総合振興局 釧路地区水産技術普及指導所	厚岸郡厚岸町若竹 2-114	0153-52-2003
北海道釧路総合振興局釧路家畜衛生所	釧路市大楽毛 127-1	0154-57-8775
釧路総合振興局釧路農業改良普及センター 釧路東部支所	厚岸郡浜中町茶内橋北東 31	0153-65-2021
北海道教育庁釧路教育局	釧路市浦見 2-1-1	0154-43-9271

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電話番号
厚岸警察署	厚岸郡厚岸町真栄 1-7	0153-52-0110
尾幌警察官駐在所	厚岸郡厚岸町尾幌 280	0153-56-2151

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
北海道旅客鉄道(株)釧路支社 厚岸駅	厚岸郡厚岸町宮園 1-6	0153-52-2035
日本郵便(株)厚岸郵便局	厚岸郡厚岸町港町 2-139	0153-52-3701
東日本電信電話(株)北海道東支店 (釧路営業支店)	釧路市黒金町 9-2	0154-21-3203
N T T ドコモ北海道支社釧路支店	釧路市北大通 10-1-1	0154-22-8870
K D D I (株)	札幌市中央区北 3 条西 4-1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826
ソフトバンク(株)	札幌市中央区大通西 4-6-1 札幌大通西 4 ビル	011-272-2388
日本銀行釧路支店	釧路市幸町 9-2	0154-24-8100
日本放送協会釧路放送局(NHK)	釧路市幣舞町 3-8	0154-41-9191
日本通運(株)釧路支店	釧路市西港 2-101-13	0154-51-4141
北海道電力ネットワーク(株)釧路支店	釧路市幸町 8-1	0154-23-5811

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
北海道放送(株)釧路放送局(HBC)	釧路市城山2-4-34	0154-41-5657
札幌テレビ放送(株)釧路放送局(STV)	釧路市緑ヶ岡1-10-24	0154-41-9121
北海道テレビ放送(株)釧路支社(HTB)	釧路市錦町5-3	0154-22-3993
北海道文化放送(株)釧路支社(UHB)	釧路市黒金町11-5-1	0154-22-3420
(株)テレビ北海道(TVH)	札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160
(株)エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2 札幌時計台ビル	011-241-0844
(株)エフエム・ノースウェーブ	札幌市北区北7条西4 新北海道ビル	011-707-8311
(株)STVラジオ	札幌市中央区北1条西8-1-1	011-272-8392
(一社)釧路市医師会	釧路市住吉2-12-37	0154-41-3626
(一社)釧路歯科医師会	釧路市城山2-2-15	0154-42-8336
(一社)釧路薬剤師会	釧路市錦町4-7	0154-32-4343
(公社)北海道獣医師会釧路支部	釧路市新橋大通1-2-20 釧路農協ビル	0154-32-7660
(一社)北海道バス協会根釧支部	釧路市文苑2-1-1	0154-36-8181
(公社)釧路地区トラック協会	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108
(一社)北海道警備業協会釧路支部	釧路市新富士町6-2-15	011-242-8800
(一社)北海道LPガス協会釧路支部	釧路市堀川町7-55	0154-23-2655
(一社)釧路建設業協会	釧路市富士見1-3-2	0154-41-7447
(福)北海道社会福祉協議会釧路地区事務所	釧路市浦見2-2-54	0154-44-5887

第2節 災害協定一覧

(令和3年3月1日現在)

番号	協定名称	締結先	協定締結日
1	友好都市相互応援協定	山形県村山市	H10.11.9
2	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定	全国あやめサミット連絡協議会 加盟 34 自治体	H12.4.26
3	行政財産の使用に関する覚書 (緊急時飲料提供ベンダー)	北海道ペプシコーラ販売(株)	H19.3.30
4	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会 34 自治体	H19.7.31
5	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する厚岸町とイオン北海道株式会社との相互協定	イオン北海道(株)	H19.12.12
6	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道町村会	H20.3.11
7	「道の駅(厚岸グルメパーク)」における協働事業に関する協定書	北海道コ・コーポ・トリック(株)北海道開発局釧路開発建設部	H20.8.11
8	災害時の応急対策活動協力に関する協定	厚岸建設業協会	H20.12.29
9	災害時におけるLPガス供給等の協力に関する協定	(社)北海道エルピーガス協会釧路支部厚岸分会	H21.6.17
10	災害時における厚岸町と厚岸郵便局の協力に関する協定	郵便局(株)厚岸郵便局	H22.4.1
11	災害等の発生時における厚岸町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	(社)北海道エルピーガス協会災害対策協議会現地本部(釧路支部)	H22.10.26
12	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コ・コーポ・トリック(株)	H23.9.15
13	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町(釧路管内8市町)	H24.9.24
14	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	共成レンテム、カナモトサンワ機会リース	H25.2.22
14	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	釧路地方石油業協同組合厚岸支部	H25.2.22
16	災害時における「道の駅厚岸グルメパーク」の防災拠点化に関する協定	北海道開発局釧路開発建設部	H25.10.1
17	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧路根地区トラック協会厚岸支部	H27.7.30
18	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H29.1.31
19	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	H29.4.19

番号	協定名称	締結先	協定 締結日
20	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	太田自治会	H30. 2. 26
21	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	厚岸町社会福祉協議会	H30. 3. 2
22	津波警報発表時における厚岸町役場庁舎及び釧路方面厚岸警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	釧路東部消防組合 釧路方面厚岸警察署	H30.10. 4
23	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	釧路厚生社・厚岸清掃社 共同 事業体	H30.11.21
24	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	厚岸排水設備連絡会	H30.11.21
25	厚岸町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	R3. 2. 24

第3節 様式

○別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

		部 長	班 長	班 員	
(報 告 第 号)					
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分			
報 告 者 の 所 属 ・ 指 名		部 班			
情 報 提 供 者 の 氏 名 等		住所 氏名 電話() -			
情 報 提 供 者 所 在					
情 報 提 供 の 方 法		電話 ・ 訪問 ・ その他 ()			
災 害 情 報 の 内 容	区 分	☐ 被害情報 ☐ 資機材等の要請 ☐ 支援要請 ☐ そ の 他 ()			
	概 要	発 生 場 所			
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気象等の状況			
	そ の 他				
(特 記 事 項)					

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・車・他

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
- 3 受付番号は、総務班で記入すること。
- 4 「職員・家族等の安否状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等の防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は徒、自転車の場合は転、自動二輪の場合はパ、自動車の場合は車、その他の場合は他に○を付けること。

○別記第3号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・所属氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		
	電話 その他	:	可・否		

○別記第4号様式 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	課長補佐	係 長	担当スタッフ	合 議
発進日時	午前 年 月 日 時 分 午後					電話・FAX・電報 連絡 その他（ ）	
発信者					受信者	④	
予警報の 種 類					発表時刻	時 分	
受 理 事 項	発表機関						
処 理 方 法							

○別記第5号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月 日

(市町村名：厚 岸 町)

至 年 月 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左の内主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	その他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	その他 資 材	計	
道(都道府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○別記第6号様式

被害状況報告（速報・中間・最終）

										月 日 時現在		
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因					
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名				
	職・氏名							職・氏名				
	発信日時			月 日 時 分				受信日時				
項 目			件数等	被害金額(千円)		項 目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所			
	行方不明	人						海 岸	箇所			
	重 傷	人						砂防設備	箇所			
	軽 傷	人						地すべり	箇所			
	計	人						急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全 壊	棟			小 計			箇所				
		世帯						箇所				
		人					箇所					
	半 壊	棟			市 町 村 工 事		河 川	箇所				
		世帯					道 路	箇所				
		人				橋 梁	箇所					
	一部破損	棟			小 計	箇所						
		世帯			港 湾	箇所						
		人			漁 港	箇所						
	床上浸水	棟			下 水 道	箇所						
		世帯			公 園	箇所						
		人			崖くずれ	箇所						
	床下浸水	棟			計	箇所						
		世帯			⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
		人					破 損	隻				
計	棟			計		隻						
	世帯			漁 港 施 設	箇所							
	人			共同利用施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		計	その他施設	箇所					
		その他	棟			漁 具 (網)	件					
	半壊	公共建物	棟			水 産 製 品	件					
		その他	棟			そ の 他	件					
	計	公共建物	棟			計						
その他	棟											
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha				治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha				林 道	箇所			
			浸冠水	ha				林 産 物	箇所			
		農作物	田	ha				そ の 他	箇所			
	畑		ha		小 計			箇所				
	農業用施設	箇所		一 般 民 有 林	林 地		箇所					
	共同利用施設	箇所			治山施設		箇所					
	営農施設	箇所			林 道		箇所					
	畜産被害	箇所			林 産 物		箇所					
	その他	箇所			そ の 他	箇所						
					小 計	箇所						
	計				計	箇所						

第6章 資料

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所	
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場		箇所						
	計		箇所						
⑨ 商工被害	商 業		件		⑬その他	鉄道不通		箇所	－
	工 業		件			鉄道施設		箇所	
	そ の 他		件			被害船舶(漁船除く)		隻	
	計		件			空 港		箇所	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所				水 道		戸	－
	中 学 校	箇所				電 話		回線	－
	高 校	箇所				電 気		戸	－
	その他文教施設	箇所				ガ ス		戸	－
	計	箇所				ブロック塀等		箇所	－
						都市施設		箇所	
				被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火 災 建 物		件		
り災世帯数			世帯		災 危険物		件		
り災者数			人		発 生 その他		件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○別記第7号様式 災害状況速報

災害状況速報（第 号）

厚 岸 町

報告日時 月 日 時現在

気 象 状 況		降 雨 量	総 雨 量 mm		
主 要 河 川 状 況	河 川 名	地 区 名	概 要 （ 水 位 等 ）		
道 路 橋 梁 状 況	路 線 名 等	地 区 名	概 要 （ 不 通 箇 所 等 ）		
浸 水 状 況	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避 難 状 況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勧 告				
	自 主 避 難 (避難準備情報)				

○別記第8号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世 帯 主 氏 名				親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	続柄	性 別	職 業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

(1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等

(2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号

(3) その他の特記事項

○別記第9号様式 避難所受入台帳

(厚岸町 避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「受入人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○別記第10号様式 避難所設置及び受入状況

(厚岸町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○別記第11号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

厚 岸 町

品 名		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
3. 最終行欄に、道からの受入分又は町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○別記第12号様式 公用令書等（別表第1号様式～第6号様式）

別表 第1号様式

従事第	号			
公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事を命ずる。 協力 年 月 日 処分権者 ㊟				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備考				

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第2号様式

保管第	号			
公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 年 月 日 管理 使用する。 収用 処分権者 ㊟ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引渡月日</th> <th style="width: 12.5%;">引渡場所</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																								

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> </tr> </table>		変更した処分の内容	
変更した処分の内容			

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取	消	第	号
公 用 令 書			
住所 氏名			
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。			
年 月 日			
処分権者			印

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第6号様式

No. _____	
防 災 立 入 検 査 表	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日 交	厚 岸 町 長 印
	交 付 責 任 者 印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○別記第13号様式 自衛隊災害派遣要請について

厚 危 危 第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

厚岸町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)

(危機対策室危機対策係)

○別記第14号様式 自衛隊災害派遣撤収要請について

厚 危 危 第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

厚岸町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

(危機対策室危機対策係)

○別記第15号様式 北海道防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL		FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希望する 活動内容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項		(証明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物)ほか)						
必 要 と す る 資 器 の 材						現 地 で の 資 器 材 確 保 状 況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 の 先						救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況			
他 機 関 状 況 の 他 機 関 状 況	他に応援要請して いる 機 関 名								
	現場付近で活動中の 航空機の状況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機関名) (職・氏名)							
無 線 連 絡 方 法		(周波数)							
そ の 他 参 考 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考

○別記第16号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

厚岸町長

北海道消防ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分							
災 害 発 生 場 所								
派 遣 区 域								
離 着 陸 場								
使用した資器材								
傷病者の搬送先								
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー に 係 る 活 動 内 容 等	[地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災 害 発 生 状 況 措 置 状 況								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

○別記第17号様式 救急患者の緊急輸送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	FAX			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	担当課 氏名			
3 受入病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： ☐ 有 ☐ 無					
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	☐ 男	☐ 女	職業
住 所					感染症： ☐ 無 ☐ 有
病 名					☐ 入院中 ☐ 外来： 月 日
経 過					血圧： mmHg 脈拍： 回/分
					呼吸： 回/分 体温： ℃
					意識レベル(JCS)：
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他() (主な理由：)				
気圧変化： ☐ 影響無し ☐ 影響有り					
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載)					
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容：)					
☐ ②その他(具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	☐		kg	☐	
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐ 80以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他()
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ：W ×L ×H (cm))
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ：W ×L ×H (cm))
⑦救急バック	☐		kg	☐	
⑧その他()	☐		kg	☐	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：			メモ	

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

○別記第18号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

厚 岸 町

年月日	救 出 員 人	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数 量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人				円		円		円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

○別記第19号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長:医 師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措 置 の 概 要	遺体検案数	修 繕 費	備 考
			人			円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 20号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

厚 岸 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
							円	
計	機関	人						

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

厚 岸 町

分 べ ん 者 氏 名	分べん日時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		

○別記第22号様式 輸送記録簿

輸送記録簿

厚岸町

[illegible]

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第23号様式 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

厚 岸 町

供 月 給 日	対 人 象 員	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名 称	借 上		修 繕						
			数 量	所有者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人				円		円		円	円	
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○別記第24号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

厚 岸 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

- 注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第25号様式 世帯構成員被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

厚 岸 町

被害別 \ 世帯構成員別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床 上 (下) 浸 水													

○別記第26号様式 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

厚 岸 町

世帯		人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		円				円				円								
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、道（都府県）調達分と町（市村）調達分を明らかにしておくこと。

○別記第27号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年 月 日 時現在

厚 岸 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目				実支 出額	備考
		(人)	(月 日)	布団	毛布			(円)	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(壊)、床上(下)浸水別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月費を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○別記第28号様式 物資の給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 人 女 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	------------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印 _____

連絡先（避難所・電話番号等） _____

給付(貸与)年月日	品 名	数 量	備 考

○別記第29様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

厚 岸 町

世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工日	竣工日	入居日	実支出額	備考
	人								円	
世帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第30号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

厚 岸 町

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第31号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

厚 岸 町

住家被害 程度区分		氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実支出額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊(焼)、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○別記第32号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

厚 岸 町

学 校 名		学年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給与月日	給 与 品 の 内 容														実 支 出 額	備考
						教 科 書								そ の 他 学 用 品							
						国 語								鉛 筆	ノ ー ト						
					月 日															円	
計	小学校		人																	円	
	中学校		人																	円	

学用品を上記のとおり給与しました。
年 月 日

給与責任者(学校長)
氏 名 印

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「供与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

厚岸町

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
2 搜索用機械器具、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○別記第 34 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

厚 岸 町

処 年 月 日 理 日	遺体発見 の 日 時 及 び 所	死 亡 者 名 氏	遺 族		洗 淨 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実支出額	備 考
			氏 名	使 用 者 との 関係	品 名	数量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○別記第 35 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

厚 岸 町

死 年 月 日	埋 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者			埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 の 関 係	棺（付 属 品 を 含 む）	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○別記第 36 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃金作業員雇用台帳

[illegible]

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日終了したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること

厚岸町業務継続計画

令和 3 年 3 月

編集・発行

厚岸町危機対策室危機対策係
〒088-1192 厚岸町真栄 3 丁目 1 番地
TEL:0153-52-3131 FAX:0153-52-3138